

平成23年12月20日(火曜日)

(会議第6日目)

応招議員

| | | | | | |
|-----|------|-----|------|-----|------|
| 1番 | 小松孝年 | 2番 | 下村勝幸 | 3番 | 西村將伸 |
| 4番 | 坂本あや | 5番 | 亀沢徳明 | 6番 | 宮地葉子 |
| 7番 | 矢野昭三 | 8番 | 山崎正男 | 9番 | 藤本岩義 |
| 10番 | 明神照男 | 11番 | 森治史 | 12番 | 宮川徳光 |
| 13番 | 池内弘道 | 14番 | 濱村博 | 15番 | 小永正裕 |
| 16番 | 山本久夫 | | | | |

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 町長 | 大西勝也 | 副町長 | 植田壯 |
| 総務課長 | 松田博和 | 住民課長 | 松本輝雄 |
| 健康福祉課長 | 矢野健康 | 税務課長 | 米津芳喜 |
| 農業振興課長 | 松田二 | 産業推進室長 | 森下昌三 |
| まちづくり課長 | 武政登 | 地域住民課長 | 大塚一福 |
| 建設課長 | 森田貞男 | 海洋森林課長 | 濱田仁司 |
| 教育委員長 | 山下一夫 | 教育長 | 坂本勝 |
| 教育次長 | 金子富太 | | |

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第6号

平成23年12月20日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第60号から議案第70号
(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)

日程第3 議案第71号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議員提出議案第8号・議員提出議案第9号
(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第5 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

●町長から提出された議案

議案第 71 号 平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算（第 8 号）について

●議員から提出された議案

議案第 8 号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書

議案第 9 号 大規模災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える地方整備局や事務所等の出先機関の存続を求める意見書の提出について

議 事 の 経 過

平成23年12月20日
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

皆さん、おはようございます。

これより、日程に従って会議を進めていきますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

本日の会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

小松孝年君。

1 番（小松孝年君）

おはようございます。

今回の一般質問は、3問について質問しております。

まず最初にですね、津波対策についてということでお伺い致します。今まで、通常なら震災についてというふうに書いておりましたけれども、今回は津波対策ということに絞っていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

通告書にですね、ちょっと最初、通告出したときに、1番、2番と分けていたわけですがけれども、ちょっと2つぐらい重なっております。

内容がですね、避難道の構造については考えているか。例えば、階段の位置とか、それから手すり、それから広さなどをですね、どういうふうに考えているか。

それから、もう1つ。庁舎移転に当たって、それに影響する地区の避難場所、避難路の計画は同時に行っていくべきと思いますが、今のところどういった運びになっているか。

これはですね、もう昨日もいろいろ出していただきましたので、まあ別の観点からですね、ちょっとお伺いしたい部分がありますので、よろしくお願い致します。

この2点について、まずお伺いします。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

おはようございます。

あんまり質問が早く終わったので、ちょっと。

それでは小松議員の、避難道の構造についてのご質問にお答え致します。

避難道の構造につきましては基準は特に定めておりませんが、考え方と致しまして、幅員、こう配に配慮し、避難場所への到達可能性を考慮して、安全に避難できる環境整備が必要であると考えております。

現在の避難道は自然環境のものが多いため、現道の1メートル以上の路面舗装や上り坂を補助する手すりの設置等を行い、車いすなど、災害時の要援護者の方でも介助を受けて避難できるよう、基本的にはスロープでの整備が望ましいと考えております。ただし、地形によりこう配がきつく、スロープでの整備が困難である個

所、または浸水予測時間が早く、早急に高台へ避難する必要がある個所については、階段により整備を行う必要があると考えております。また、夜間の停電時にも対応するため、ソーラー照明を設置するなどして、避難道の環境整備を進めていきたいと考えております。避難道の幅員については避難対象人口にもよりますが、用地等含め拡幅可能であれば、介助者による避難も考慮し、1.5メートル以上の整備を考えております。

次に、庁舎移転に当たって、影響する地区の避難場所、避難路の計画は同時に行っていくべきかを問うということですが、今のところ、どういう運びになっているかについては、ちょっと先の議員さんからも質問がありましたと思いますので、このへんちょっと私なりに、質問とちょっと違うかもしれませんが、そのへん一通り、考えを述べさせていただきます。

庁舎の予定地の津波対策は各種計画しております。

まず、国道ですが、庁舎移転予定地の高台をなることから、計画される国道が地域の避難道として活用できるように。また、庁舎へのアクセスが良くなるよう、国土交通省に縦断計画の見直し等、要請を行い、現在、国土交通省において検討されておると思います。これらができたら、新しい国道自体が、浜の宮、入野本村、芝地区等の避難道になるものと考えております。

また、入野本村の国道から庁舎予定地につながる現農道。地震対策特別委員の方たちが上った道、農道も、避難路として拡幅改良計画を立てております。

庁舎等の造成については、庁舎の造成のほか、ヘリポートも備えた防災多目的広場も造成する計画ということで考えております。

以上、よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

番号が振ってませんでしたので、一遍に行きよりますけれども。

最初の方ですね、避難道についてですけど、その構造、まあいろいろ答えていただきました。介助者も考慮してとかいう分もありましたけれども、自分がいろいろそういう避難道に近い所の人たちの話を聞きますとですね、いろいろその地区の人は考えがいっぱいあってですね、どうしても介助してくるときなんかには、その避難道の構造で、まあ階段だけでもいかんし、スロープだけでもいかん。さっき、課長の言われた答弁では、そのこう配とか、それによって変えてくると言いましたけれども、それも必要だと思います。

それと、もう1つ考えてほしいのが、さっきちょっと答弁の中にありましたけれども、介助者を考慮してという部分ですね、そういったところでどういうふうな形の構造がええかなというのがいろいろ話したこともあります。

その地区の人によるとですね、まあ一部の人ですけども、その両サイドに階段があつて、中にスロープになってたら、介助して持つていくにはすごい楽だと。車いすでも両方から抱えていかないかんし、そういった構造をですね、もうちょっとまあ。ただ、避難道とか、避難道を造るのではなくですね、そういった機能的な、どういう場合にでも階段だけしたら上がれませんのでね、車いすのことなんかも考えてですね構造を考えていただきたいと思います。

それとですね、2 番目の庁舎移転に当たってですけども。これはですね、昨日もいろいろと町長からも答弁ありまして、十分理解してるところです。今のところの庁舎移転予定地、自分は当然、今年、3.11 起きてからですね、黒潮町だけでなくってですね、もう多くの人たちがほとんど、やはりそういう災害時に機能しなければいけない庁舎なんかは高台に移すべきだと、そういうのはもう通論だと思います。

そういったことで、今回、庁舎を高台に。まあ一応、位置は決まっていたわけですがけれども、移転を高台に移す、急きょ変わったわけですが。その判断は、自分は間違っていないと思います。それで、その考えには、自分も今からも賛成していこうと思いますが。

ただですね、今まで建つ予定だった地域の方々。かなり、今までそこが避難場所になるということで当てにしていたわけです。そういった、その後のこと。今日、説明ありました避難タワーを考えていく。今、想定高出てないから、なかなかその説明ができない。総務課長の答えにもありましたけども、ちゃんとした想定高とか、そういうのができてから説明、詳しいことができて説明に行くと言っていましたけれども。そのへんがですね、住民と行政との考え方のちょっと違いがあるんじゃないかと思います。

住民側としてはですね、そういう詳しいことは要らるので、とにかく庁舎移転をします。その代わりここには後でもうちょっと検討しながら、避難タワーなり、そのほかの。今、大塚課長も答えてくれましたけど、道路の幅とか、そういうことを考えていきますというふうに言うてくれればですね、そこに住む住民の方々は安心するんじゃないかと思います。

このまちづくりの中で、安心、安全のまちづくりというのがありますけれども、まあ常に安心が先来るわけですね。安全なまちづくりはとにかくせないかんわけですがけれども、まず、住民の方々に安心してもらって、それからやるというのが、本来ならいい形でないかと思います。

そうですね。いろんな住民の説明会なんかでも説明はしてきているとは思いますがけれども、割とそれも忘れがちというか、庁舎問題が出たときに同時にやっつけていけばですね、割とそのへんがくっついてくるとこありますんで。もう今さら言うてもいかんというかもしれないですけど、まだまだ構いません。そういった住民の方々が安心できるような説明をですね、していかなければいかなのやないかと思います。そういった意味で、私はここで、この12月議会という所でこういう質問もさしていただいております。

ほんと、そういったですね安心が先に立てばですね、今からやるということもスムーズにいくのではないかというふうに私は思っておりますけれども。それに当たって、そういった説明というのはですね、私たち議員もそういった責任があつてですね、実際、ちゃんと分かるように。まあ、こういう場において、いろいろ内情は知ってるわけですから、住民の方々に私たち議員もちゃんと伝える義務はあるわけですね。

けど、なかなかね、そこがまた住民の感情というもので、ちゃんとこういう話をしてもですね、やっぱり主である行政自体がほんまにどういう考えしてるかということを確認したいというかですね、そういう感情があるんじゃないかと思います。

そういったことをですね、早く地区の方々に分かってもらうためにもですね、そのへんの答弁を町長の方にもお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

前段についてお答え致します。

避難道の構造うんぬんと今言われた中で答弁さしてもらったのですが、小松議員のおっしゃるとおり、私もちょっと考えておるのが、現道の幅員によってある程度できるできんか、または、こう配によってもあるわけですが。小松議員が今おっしゃられたように、両サイドに階段を造る。中にスロープをすると。ちょっと私ども、逆のパターンを考えたわけです。

車いすで行くと、まあ1メートルくらいの幅が要りますので、逆に両サイドにスロープを付けて、中へ階段付けて上がっていくという形は、ちょっと担当の方にも話したことがありますので、まあ幅員が取れる範囲、

または、こう配等の関係でどうしても階段じゃ行けないという場合もあろうかと思えます。そのへん考慮しながら、現場対応で臨みたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

ご質問、後段の方の部分ですけれども、昨日もですね、議員とのやりとりもあったわけですが。

基本的にですね、今の5分の想定というふうなところから判断しますと、浜の宮、新町、万行、それから早咲の一部についてはですね、厳しいという状況が出てきようかと思えます。そのあたりを含めてですね、庁舎東への前計画の段階では、浜の宮地区の方の避難場所ということもあったとは思いますが、現在と致しましてはですね、この先ほど言った4地区につきましては、厳しい状況ができますと避難タワーの整備も検討していきたいというふうに考えております。

また、昨日もお答え致しましたが、県のですね大規模公園への入り込み客についてもですね、この避難場所もということで県の方でも考えていただいております。そのようなことでですね、対応していきたいと。

それから、今、国道56号を中心として、この地域のまちづくりということで計画しておるわけですが、その中に避難道も含めてですね対応してまいりたいと。まだ、徒歩とか車とか、いろんな課題も残っております。しかしながら、やはり一番いいのは高台へ逃げただけるところが。高台というのは、津波がそこまで来ても、なお高い所につながるというような意味合いなわけですが、そういう所ですね逃げていただくためには車も排除できないんじゃないかなというふうな思いもしています。まあ、そういうものをいろいろ考えながらですね、避難道の整備も検討していきたいというふうな思いもしています。まだ、明確なもので、ここにこうしょうというものはまだできておりませんが、住民の皆さんとですね合意形成をしながら、またそのような対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、昨日の下村議員のご質問の中で、特別委員会の方がですね住民説明会に行きたいというようなことでしたので、ぜひ町の方もですね、それに参加させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

やっぱり2つ来るとなかなか、以前のようにちょっとやりにくいわけですが、

最初の避難道の、自分と逆の考え方やった言いよりでしたけれども、やっぱりその理由がですね、まあ、それ、こう配にもよりますよね、自分で行ける所と、まあさっき言われてましたけども。まあ、ちょっときついところでも、やっぱり車いすで逃げる人なんかもありますので、そのときに、介助してやるときに両サイドから抱えていけるという意味で、両サイドに階段があつて。片っぽやったらなかなか1人で抱えていけんから、そこで通行が行き止まるとあとが逃げられませんよ。そういった意味で真ん中でスムーズにこう、両サイドでかいていこうと、そういうことでした。

それから、後のその庁舎についてのがで答弁いただきましたが、まあ今からいろいろと国の指針も出てから考えないかん部分もあると思えます。その避難タワーですよね、タワーの造り方とか設置場所。そんなところもですね、まあ空いてる土地にやるという考えもありますけれども、もっといろんな発想の転換してですね、

まあ実際、そこに住んでる住民の方々の土地の一部を借りてこう、道をまたがって造るとか。そんな考えもあったらいいんじゃないかと、話し合いの中でできればですね、それが一番近い逃げ道になりますので。

それとか、自分が以前にも1回、2年ぐらい前に、ちょっとこの一般質問でも言いましたけれども、その盛り土方式の避難タワーじゃないですけど、避難所。まあ、盛り土もあんまり高いのにするとあれですけど、いうたらこの前から質問あります、すぐ裏に山があったら山へ逃げていけばええということですけども、山がなかったら山造りゃええことで。ほんで、それをですね、ただ山造って邪魔になると駄目ですので、その山の上ですね、まあ芝生でもひいて広っぱ。日ごろ、まあグラウンドゴルフの人たちなんか遊ぶというか、体、健康促進のためにやっていますので、そういうことができる場所、兼、そういう避難場所。それプラス、その上にまた避難タワーなんかつけければですね、遊びよう途中でも、またすぐに上がれるし、その近所の人も使えと。日ごろ全然役に立たんもんよりかは、そういう一石二鳥でやる考えもあるんやないかと。

それと、盛り土にするんですね、まあいろんな工事なんかで、残土処理なんかで結構困ることがあります。そういう残土処理場にも使えるいうか、その残土処理場にしちゃって、そこで土が勝手に集まってきますので、まあそういった考えでやったらどうかと。それこそ、佐賀の住宅の造成のときにそういう話をしてたと思いません、自分はね。

ほんで、あとですね、さっき課長が5分という話がありました。5分で実際、昨日の話にもありましたけど、揺れてから5分。今度の想定される南海地震ではですね、揺れも激しくて、家屋の倒壊なんかもあります。ほんとに逃げれいうたら、まあ実際問題不可能なところがあると思います。こんなことは言えんかもしれませんが。そんなときにやっぱりこう発想の転換ですね、5分、間に合わなくても助かる方法いうのを考えてですね、まあ自分ちちょっとこう提案するのは、そういう5分に間に合わない所に住んでる方々なんかには、まあ救命胴衣を。まあ地震、今まではヘルメットとか、ああいうもんを用意しちよけど。備えるもんを用意しちよけと言いましたけど、それプラス津波。今日、質問してる津波対策ですよ。津波に対してはですね、やっぱりその地区の人たちに救命胴衣を1つずつ構えてもらうというか、まあ町が支給してもええですけども、そういうふうな対策を取ったらどうかと。

まあ、この前の3.11の震災でもですね、結構その津波が来て、まあ、おぼれ死ぬわけですよ、波にのまれて。その代わり、何かにつかまって助かった人なんか結構おられます。例えば、がれきにつかまって、そのまま流れていって、そのへんの電柱につかまったとかそういう話も聞いておりますし、まあ、とにかく浮いていれば助かる可能性があるわけですよ。逃げる途中でもし間に合わなくっても、そういう、浮いてそのままおかの方へ流されて、どこかにつかまったり、誰かに助けてもろうたりしたら助かる可能性もありますので。

そういったことも、ちょっとほかはやってないと思いますけれども考えてはどうかなというふうに、まあ1つ提案ですけども、と思いますが、どうでしょうかね。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

今ありましたライフジャケットの話もですね、現実問題、そういう取り組みをしておる所もございます。また、補助の対象にもそれがなっまいりました。そういう状況がありますので、その方向もですね自分たちも検討はしております。

それと、盛り土という案もありました。それもですね、また自分たちも、その景観。やっぱり盛り土をしますと、まあ仮にの数字ですが、20メートルといった場合にですね、家よりはるか高い盛り土がなっまいま

すので、やはり何百年に一度の津波に対しての景観ということも考えながら、その盛り土を仮にするとなる場合もですね、景観に配慮した盛り土をしていきたいというようなことも考えてですね、いろんな方策を考えてます。

ほんとに考えれるところをですね、皆さん方とぜひいろんな意見を出していただいて、一緒にですね、こういう防災のまちづくりをつくらうというような方向でですね、やっていきたいと思いますので、ぜひいろんなご意見をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

いろいろと、自分もない知恵を絞ってですね、いろいろ考えていきます。

さっきの救命胴衣なんかも、あるうがはちょっと勉強不足ですいませんでしたけど、ぜひ検討しちよってください。

それと盛り土の関係もですね、景観というのもあります。さっき言いよったのは、まあ上にこう。まあ、そんな高い盛り土。取りあえず、あんまり高くても上りにくいのですのでね。取りあえず、普通に上がって、まあ第1波、まあ3メートルぐらいのがをよけて、その後また逃げれると。その段階追うて逃げれるような形でですね、まあ上に避難タワー系の屋根が付けばですね、雨天もそこで遊べるということもありますが。これは、まあ夢みたいな話ですけど、実際それもやってみたらええかなというふうに思ってますので、よろしく考えてください。まあ、自分たちも一生懸命考えるようにします。

これは、あんまり長く言っても、もう何回もやってる問題ですので、次に行きます。

次は2番です。入札工事についてというところです。

これはですね、通告書の内容は、町の発注する建築関係の。建築関係ですね、これは。入札工事において、設計の数量漏れや設計変更の処理の仕方でも業者負担が大きく掛かってることが多い。建築関係では以前からたまにあったが、たまにというか、もうしょっちゅうあるわけですよ、これ。いつも、常にありますが。最近、目立って多いような感じがします。そういった場合の処理の検討や、チェックの仕方を考えるべきではないかというところです。

これはもう設計の段階で、まあ間違ふこともあります。ほんで、それが最近、結構ね、設計側でそういったことが多いんじゃないかというふうに思っております。以前、私もいろいろと。以前というか今もやっておりますけど、現場仕事してる中でですね、ちょっとですね旧大方町の場合、この公共工事、町の発注する工事なんか、やっぱりこう割と軽く見られてたとかね、普通だったらもうぴしっとやらないかんとかいろいろあったわけですけども、あまりにもチェックが少ないので、まあそういったところで業者目から見ると、ちょっと軽く見られてた、そういうところはあったんじゃないかと思えます。

旧佐賀町のときに、まあ自分も佐賀の仕事もさしてもろうたことがありますけど、中にはですね、ここにおる大塚課長なんかが、まだ建設課の係長か何かやりよるときに、いろいろ打ち合わせするときに、あつ、こういうふうな打ち合わせができるんやったら、これちょっと侮れんけん一生懸命やらないかんと。そんな、そういう区別をしてはいかんわけですけども、どうしてもね、業者感情となるとそういうとこが出てくるときもあります。まあ、そういったことでですね。この2番の質問はですね、そういったチェック体制。設計にかんするチェック体制ですね。そういうのをもうちょっと考えていただいたらどうかと。

いつもですね、そういう設計漏れなんかがあったときに、どうしても業者がかぶらないかんとということが、

今まで結構ありましたので。そのへんのお願いというか、そういった内容です。

どうでしょうかね。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、小松議員の一般質問、入札工事関連のご質問にお答えしたいと思います。

基本的にですね、土木といいますか、大きな道路につきましてはコンサルに委託しております。また、災害等、小さなものについてはですね、自分たち町の職員の方で測量設計をしてですね、実施しております。そのほかにですね、今ご質問ありました、町には建築の専門技術者がいないために、建築工事につきましては設計業者に委託して設計書を作成し、まあ入札に掛けておるという状況にあります。

設計成果品の納入時ですけれども、単価の根拠や設計図書の突合に相違がないか、指導、確認をしておりますけれども、どうしても一部の工事については記載漏れなどがあります。それから、受け取ったものをですね、工事の発注につきましては入札の段階で担当者からの金抜設計書に記載できていなかった所がありましたら、また説明を行い、また、業者さんからも疑義の質問を受けてですね、双方確認後、入札を行っておるというところでございます。

それから、契約に入るわけですが、契約後このようなことを発見した場合は、契約書に基づきですね町と業者が協議して、これ、18条、19条。まあ契約書の18条、19条という意味ですけれども、その部分に明記されておまして、双方合意に基づき解決を図ってですね、まあ実施しておるという状況にあります。

最近、2、3ありましたけれども、今後においてもですね、なお一層注意を払い、受け取りの段階で確認するとともに、業者への指導、確認の徹底をですね図って改善をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

その金抜設計書に書かれてないこととかいうがを入札前に確認してやるといいますけれども、やはり入札のときはですね、みんなその工事が欲しいわけで。その載ってないもんまでは、そこに予算入れんわけですよ、ちょっと見やすく空けないかんもんで。さっき言いました18条、19条のあたりでですね、やはりしっかり打ち合わせしてですね、金抜設計書に載ってないのは明らかにその設計の方のミスやということがあったらですね、まあ図面の方に載っておっても、やっぱりそのへんはしっかり協議してちゃんとやってほしいと思います。ほんとに2、3じゃなくてですね、まあ最近、2、3あったと言いましたけど、それはもうずっと前からいっぱいあります。多分、知らないことがようけあると思います。現実には。

ほんとに建築工事なんかではですね、まあ建築工事って、それから不随するいろんな下請業者がいっぱい付いてきます。結局、建築の方は黙っておっても、あと下請業者に全部そのへんのしわ寄せがいくわけですよ。そういった構造になってる。まあ多分、行政の方々はよく知らないとは思いますが。そのへん全部、もみ消しますからね。

例えば、その鉄筋のボリュームが足らんかったということも結構あります。それも、やっぱりその下請業者が自分でかぶってですね、やってる現実があります。何でかいうと、それをよう言わんというところがやっぱりあります。また、建築業者も、あまりその行政による言わんというがは昔からの風習です。土木関係は結構ですね、かっちりやられてると思うわけですけれども。なかなかそういうふうな感じで、どうしても行政に言う

と、追加の指名がないんじゃないかとか、そういうふうな心配が先に立ってですね、まあ、このぐらいやつたら我慢しようという感じでやるのが結構あるわけですよ。

まあ、ほんと、行政の方、さっきも言いましたけど、知らんで当然やと思います。それはもう言ってませんし、その業者で処理してますんでね。ただ、そこに付随する下請業者なんかはいつも困ってるわけですので、そのへん、足らんとことかあればですね。それとか、そういうミスがあれば、しっかり協議できるような体制というか、いうふうにしていただきたいと思います。

もっと、そのへのチェックというか、専門的なことが建築関係はないのでというふうなことで、全部設計に丸投げじゃなくてですね、やはり、その担当部署に着いた者はやはりそのへん、せつかく部署に着いたわけですから、そこで勉強もできるわけです。できるだけ現場で話し合ってるのが、その物を建てる、その品質の管理にもなります。ほんとにいいものを、やっぱり公共工事は造らないかんわけですので、影でそういうことがあってくるとですね、どうしても品質に、目に見えない部分で影響してくるところがあります。そこらへの体制。

例えば、その専門がおらなければ、ちょっとでもその近い人にそのへんを頼むとかですね。ぜひ、そういう体制をもう1回考え直してほしいと思いますけれども、そのへんはどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

そうですね。まあ基本的にですね、建築にかかわらず、契約に基づいて疑義が生じた場合は、お互い誠意を持ってですね対応をしております。

今言われたように、業者さんの方が一方的に泣くというようなことは、まずしてないんじゃないかなというふうに思っております。設計書の方のミスといいますか、記載漏れという部分もですね、今ありましたように、契約に基づいて、お互いで協議を整えておりますので、その点は少ないというふうに考えております。

基本的にですね、工事を発注した以降に変更設計書ということでミスがありましたら、そこらを。繰り返しになりますけれども、業者さんと誠心誠意協議をして対応してる状況にありますので、ぜひそのあたりはご理解願いたいというふうに思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

まあですね、ずっと言っても仕方ないですけども。

やはり、建築工事の場合は多種にわたってるわけですよ。まあいろんな、サッシとか、いろんな材料も、かなり数が多いです。まあ土木と違ってですね、やはりもう目に見えん分もようけありますので、そういうことがあるということだけ、まあまあ取りあえず今回は頭へ入れちゃってください。

ですからね、最近、多分、町の指名願出してる地元の大工さんなんか、かなり減ってると思います。前から比べれば。かなりいうか、まあ多少というか、半分ぐらいになっちゃうがやないろか思いますけど、昔からいうたら。その原因がですね、そういうところもあるわけですよ。大工さんに話聞くと、町の仕事したち、全然、余計悪いけんやめたって言う人がおるわけですよ。そこらへの原因がね、やっぱりそこ、今まではあったと思うがです。まあ今はだいぶ改善されてるかもしれませんが、まあ、そこらへんがあるというがは、やっぱり頭の片隅に入れちゃってください。

あんまり、そんなことをずっと言うてもしやあないですので、次の、黒潮町のイベントについて、3 番目入りたいと思います。

この通告の内容はですね、黒潮町には数多くのイベントがありますが、ほとんどが単体でこうやってるような事業で、いろんなイベントを重ねてもなかなか連携が取れてない。ほんで、重なったりすることがあります。イベント自体はなかなかいいイベントがいっぱいあるわけですし、ほかの町外の方からも、なかなか黒潮町はようイベントがあるねという話も聞きます。

そこでですね、1 回ですね、その1 年間の行事をですね。まあ農協なんかもいろいろありますし、いろんな行事の中の事業母体となる団体とかですね、行政が主体とする担当の係なんかとは1 回話し合いをしてですね、日程のすり合わせとか、それから、合同でできるものは1 つにまとめていけばですね、ちょっとでもそのイベントが格上げというか、にぎやかなイベントになるんじゃないかと思います。それがですね、やっぱり集客アップにもなると思います。

以前にも質問したこともありますけれども、黒潮町は、結構、外向けのイベントがようけあります。で、イベントの企画もいいと思うのですけれども、まあ、町民の楽しめる、そして、町民の参加しやすい形があれば、もっとこう盛り上がるんでは。町民が主体でいけるようなイベントができれば、もっと盛り上がるんじゃないかと思ってます。

そういったことも含めて、町内のイベントの事業をもう一度見直してはどうかというのが、ちょっと長かったですけれども、このイベントについての1 回目の質問です。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは、通告書に基づき、小松議員の黒潮町のイベントについてのご質問にお答えさせていただきます。

議員の言われるとおり、町内では現在数多くのイベントや、生涯学習によるスポーツ大会などの行事が年間通して開催されております。特に、気候の良い5月のゴールデンウィークから11月まではめじろ押しとなっております。ご質問は、そうした中の日程のすり合わせや合同開催についてのことだと思います。

日程については、町の各所管課や実行委員会などにより決定されていますが、以前から固定化された行事、毎年開催が決まっているような行事や、時期的に一定期間内の開催となる行事などがあります。また、開催場所については、地域性を生かした取り組みなどの、それぞれの都合により開催されています。

それらのことを踏まえ、行事開催に当たっての調整については、時期的に集中したりすることもあり難しいとは思いますが、担当部署との情報共有を図りながら合同開催についても協議していきたいと考えます。

もう1つの、町民の楽しめる、町民も参加しやすいようなイベントに見直しをということですが、観光イベントについては砂浜美術館に委託して開催しているところです。その中で、町民の方にも作品の出品や、店の出店などによる参加について周知もし、町内外を問わないイベント開催に努力をしているところです。

また、見直しについては、現在開催している観光イベントについては内容も定着して難しいところではありますが、担当としても何か一堂に集まって、町内の販売促進にもつながるようなイベントを開催できないか思案しているところです。それには、当然、実行団体もつくって取り組むことが不可欠だと思います。町内の主立った団体から、特に商工会とか農協、漁協などのお声も聞きながら検討をしたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番 (小松孝年君)

まあ産業推進室でも、いろいろと考えてくれているような答えをいただきました。それでよかったらいいわけですが、もうちょっと構いませんかね。

こういったイベントをやるのが、どういった意味があるか。そこらへんもやっぱりこう考えてですね、やっつてはいるとは思いますが、さっき言うたみたいに答えにもありましたけれども、自分も調べてみました。いろんな観光関係のイベントあります。それもやっぱり季節的なもんがあって、なかなかそういうのを重ねにくいというのがあります。

ただ、一大イベントというかですね、全部こうダダダッと行くやなしに、これで町を売り出していこうというふうな、カツオと、ラッキョウと、全部が重なったような。まあ、なかなか時期的に難しいかもしれませんが、そういったことも考えてほしいなというふうなことがあります。

今、先に言いかけたことですが、このイベントというのは、やっぱりその町としては何の目的でやっているか。どういう効果があるか。これをなかなか質問して、答えにくいと思いますが、まあ、そういう思うことで構いません。今どういうふうな考えというか、イベントにかんして考えを持って運営しているか、ちょっとお聞かせください。

議長 (山本久夫君)

産業推進室長。

産業推進室長 (森下昌三君)

思わぬ質問をいただきまして、ちょっと困っておりますが。

これはもう当然のことながら、イベントというのは、地域知名度を上げていき、また、先ほども言いましたように販売促進、まあ経済効果につながっていったらというようなことで取り組んでおります。まあ一番は、イベントはそこだと思います。

また、町内の中で楽しめたらということが先ほど出ておりましたが、そういうイベントも大事だと思います。また、大々的にですね、この間、視察に行ったような、津山のホルモンうどんとかがB級グルメに出ているとかいうふうな所を視察に行かさせていただきましたが、そういうイベントを開催するまでにはなかなか至りませんが、まあ町としても、今、砂浜美術館ともどりカツオ祭で売ってっております。それをまた、もう1ランクアップするというか、合併してから後でまとまって、そういう取り組みをしたイベントはないと思います。それで室の方も、以前、大方町のときにやっておりました、おさかな祭りのような感じでできたらというふうに考えております。

ですが、先ほども言いましたように町だけでは当然できませんので、実行団体をつくって、その上で大規模的にやれば、なお経済効果も上がってくるがじゃないかというふうに考えております。

以上です。

議長 (山本久夫君)

小松君。

1 番 (小松孝年君)

まあ、なかなか答えにくい質問やったかもしれませんが、今、最後の方に、実行団体でやっぱり協力してやらないかということがありました。自分はですね、ずっとスポーツ振興とか、そういった合宿誘致とかでいろいろやらないかという話を前からしているわけですが、どこがどういうふうにつながっていくかという点ですね、このイベントも同じことです。

昨日、ちらっと下村議員の中に出てきました、プロ野球の選手が来るがの予算が立てられたのにかんして質

問がありましたけれども。あれなんかも、まあいうたら単発的なもんじゃというふうな答えがありましたけど、それはもう全然、単発じゃなくてですね、合宿誘致のためにやっぱりひとつの引き金になる。

で、そのイベントとか、そういう合宿誘致に対して、その経済波及効果というのは。経済波及効果というのはあいまいなものでしてね、いろんな出し方があります。出す人によっても違います。ほんで、どうしても、波及効果いうがを出そう思うたら出せるわけですけども。そういう波及効果についてですね、まあいろんな波及効果がありまして、まあ行政から言わせば経済波及効果こっだけあったいう、その結果を求めるかもしれませんが。そういった、プロ野球選手が来たりですね、この前、自衛隊の音楽隊も来てくれました。町民の方々、大変喜んでくれました。

ほんとに、何でそういうことが起こると、そういう波及効果。経済波及効果も、当然、出そうと思えば出せますけれども、それ以外に波及効果があるものは、精神的な波及効果があります。やはりもう、これもずっと自分も言ってますけれども、もう田舎に住んでいるとですね、どうしてもその気持ちも田舎の気持ちになってしまう。すると、やはり都会のそういうものに触れ合わないからですね、いつまでたっても、昔からやるその行政主導型の、その行政がやってくれるけん。

この前もありましたけど、高速道路のことなんかもそうです。10年ぐらい前まではですね、高速道路はこっちへつきたいけんいうて自分たちが運動してもですね、まあ、ここの辺の住民の方々、そんなもん来るかとか、ほとんどばかにされたみたいな状態でした。やけど、今どんどん進んできて、結局、今は町長なんかがいっぱい東京へ行って頑張ってくれております。もう、すぐそこまで来ております。で、ここまでつながるような感じにもなってます。その10年前にももう環境アセスメントもできて、つく寸前まで来ていました。そうなってくると、みんなが、ああ、つくんだなと思って、だんだん盛り上げてくるわけです。

ですから、このイベントなんかとか、そういうスポーツ合宿誘致、まあ都会のそういう催し物ですよ。田舎でもこんなもんができる。そういうことをやって町民の方々がですね、内面的には自分たちにもこんなとこでくすぶるがやなしに、もっと広い目で見れるようになる。そうなってくると町の方々の考え方も変わってきます。そうしたらですね、やったらできるという気持ちになれば、さっき室長が言ったようにですね、実行団体も協力して、ああ、これやったらできるかもしれんというふうなアイデアも浮かんでくるし、やる気になってくるわけです。

例えば、民宿なんかもですね、今、全然こう自分たちが合宿誘致なんかやっても、なかなか乗り気になりません。それなんかもやっぱりこうずっと疲弊してですね、やっても駄目やというふうな感じがあります。それがどんどん来だすとですね、ああ、おれもやるやるというふうに手を挙げて、そこからだんだんこう。ほんとはこういう形じゃ駄目なわけですけども、なってくるのがもう田舎の現状なわけです。

ですから、そのイベント関係もですね、やっぱりいつまでたっても田舎のイベントやなくてですね。まあ、もちろんよそから自衛隊の音楽隊呼んで本物に触れるようなことも大事ですし、それから、プロの人たちが来て、この地元の子どもたちや、それから、まあ好きな人なんかに見てもらうことも大事。そういった意味で、そういう合宿誘致、イベント、それからそういった。イベントいうたら、もう一緒ですよ、催し物ですからね。全部重なってくるんやないかと思います。

その点を考えたらですね、ちょっとしわくなってますけども、今、産業推進室でやってる仕事、ほんとにいろんな多岐にわたって大変やと思います。ほんと自分は、その観光部門というか、そういう商工観光、まあ観光部門ですよ。それはほんま、ほんと言うたら、この今から将来、町のためを考えたら、そこをまず大事に持って行ってですね、もうちょっと専門的にやるべきやないかと。中途半端にやると、全部中途半端になります。

そのへんはどう思いますか。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

観光をもっと、専門的に力をもっと入れてやれというご質問なのでしょうか。

今、やってるつもりですけども、特に観光の方、私の方の担当のイベントについては、砂浜美術館の取り組んでるイベントというのは、まあコンセプトを持ってやっているとは思っております。それで、まあいうたら世界にも発信できるぐらいの、この田舎を売り出していってると、経済効果はすごいものがあると思います。

ほんでまあ、これ以上のものをもっと考えていかないかんがかもしれませんが、それがさっき言いました、黒潮町の中でその特産品いろいろ、最近は若い方もいろいろ自分で加工して販売されてる方もあります。そういう人も集まっていただいでできるようなイベントというふうには考えております。

それで、やっぱり実行団体も集まっていただいで、まあ民間の方中心になっても構いません。そこらは充実したですねイベントになればというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

まあ、さっき言うた、ちょっとこう。まあ、やってくれてるのは当然分かっておりますけれども、今、さっき言ったのはですね、そういった実行団体。いろんな、まあ商工会とか、みんなが協力してくれるためには、やっぱり昨日ちょっと質問の中で、単発の事業みたいなこと言われましたけれども、ああいうことが全部重なってきてるわけです。そういう考え方であってほしいというので、自分は今ここで言っております。

そういう単発事業みたいながじゃなくて、それが全部そういうつながってきて、将来的にこの町の、このイベントとか、そういった合宿誘致とか、そういうプロの誘致、プロのイベント。そういうものを通じてですね、町の方々が、そういう考え方とか、そういう気持ちになるようなためにですね、観光部門、すごい大事じゃないかというふうな質問したわけです。ちょっと言い方が悪かったがかもしれんし、ちょっと長々ぐちゃぐちゃ言うたので、分かりにくかったかもしれませんが。まあ、ぜひですね、町の活性化のためにほんと。

まあ室長、今、答えてくれてましたので、実際その観光部門と全部もうかかわってくることでですけども、そのへん、やっぱり観光は観光で専門的にやった方がいいとは思いませんか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

まあ、観光に特化してですね組織をつくらないかんということでございますけれども。町内にはですね、さまざまな産業がございまして、そういった産業を行政としては総体的にいろんな形で進めていかないかんということがございまして、決して、今も観光をですね低く見ておることじゃなくして、それぞれの役割分担を図りながらですね、やっておるということ。

商工観光の方で、まあ観光は中心にやっていただいで、できない部分はですね、砂浜美術館等に今委託してやっておりますので、そういう部分でですね特化しながら盛大にやってもいかないかん部分もございまして、それぞれの産業がございまして、今、できる範囲をですね精いっぱいやってるという状況でございま

すので、よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

まあ、ぜひやってほしいと思います。

それと、やる意味をね、もうちょっとこう。そういうふうにつながってくるということを認識してやってほしいと思います。

ただ、楽しいとか、そういうがじゃなくてですね、まあ、そういう町の人たちにそういう影響があるんやというふうなニュアンスで、ぜひ今からもやってもらいたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

この際、10時15分まで休憩します。

休 憩 9時 58分

再 開 10時 15分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、小永正裕君ですが、集計表の方がですね、時間が40分になってますが、60分ですので訂正します。

小永正裕君。

15 番（小永正裕君）

一般質問をさせていただきます。

2問について、本日はお聞き致します。

1番目は町史の編さんについてですけども、何か先週、もう既に答弁をいただいたというふうな錯覚みたいなものがありますが、あまりネガティブな答弁みたいでしたので、あらためて問い直す、そういう気持ちでやらさせていただきます。

新たな町史の編さんが必要ではないか。

カッコ1、平成の大合併後、6年目となる。旧大方、佐賀両町の時代と比して、行政上でも、歴史的にも、これまでとは異なる動向も多くなりつつある。

古きを温め、また、新たな歴史を発掘し、温故知新ということでございますが。旧両町住民が共有できる歴史の価値観を確認し、我々の子孫へ町史の教育、またさらに町勢振興に役立てるために観光案内の町史インストラクターの養成をしていくべきではないかという質問致します。

よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

小永議員の、新たな町史の編さんが必要ではないかについての質問にお答えします。

質問の中に、ネガティブな回答だったということがあるんですけど、また同じような回答になって申し訳ありませんが、先日、山崎議員にもお答えしたように、黒潮町史もいずれかの時期には編さんすべきと考えま

すが、今のところ作成の予定はありません。

また、質問中通告書にあります、古きを温め、また、新たな歴史を発掘し、住民が共有できる歴史の価値観を確認し、子孫へ町史の教育、さらに町勢振興に観光案内の町史インストラクターの養成をするべきについてですけれど。歴史の共有につきましては、町の広報にですね今年の4月から、黒潮町の文化財シリーズとしまして、町内の文化財等について紹介を行っております。少しずつではありますがありますけれど、双方の歴史といいますか、文化財を通じてですね、歴史の共有と、また再発見を進めているところでございます。

子どもたちにつきましては、これまで以上に黒潮町のことを知ってもらうために、今年度、小学校の3、4年生の社会科副読本を作成しております。内容としては、歴史的なことは少ないですけど、黒潮町のことを知る社会科副読本ですので、黒潮町のことをよく知っていただけるようになると思います。これは今年度中に作成しまして、来年度から3、4年生の授業の中で使っていくようにしていきたいと思っております。

また、観光案内の町史インストラクターの件ですけど。観光客等からの町史についての問い合わせについては、現在、大方町史や佐賀町郷土史、佐賀町農民史などを見まして、教育委員会や産業推進室で対応しております。現在の対応状況は月に12、3件程度ですので、インストラクターを養成して対応するほどではありません。このため、今のところ観光案内の町史インストラクターの養成をする必要性はないと考えております。

これから、町史の紹介が必要な観光客が増えてきたときにはですね、町史インストラクターの養成についても検討していきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

大変ネガティブな答弁いただきまして、ありがとうございます。

先日、この町史の編さんについて質問された山崎議員と、私も多分おんなじ考えだと思いますが、今すぐ町史を編さんしてくれというふうなことを言ってるわけじゃないわけですね。町史を編さんするに当たっては、膨大な量の資料が要るわけです。その散逸、紛失。これが一番恐ろしいわけです。それを食い止めるために一日も早くですね、我々の先輩が回収してくれておる、そういう重要な資料をですね一日も早く確保していただきたいというふうなことが一番の目的でございます。5年後、10年後に編さんしてですね、新しい町史を仕上げていただきたいというふうなことを我々言ってるわけじゃないです。年を経るごとにですね、意識がだんだん薄まってきてですね、町史に非常に熱心に取り組んでいた方々も高齢化されてですね、だんだん亡くなってきておる方が増えてきております。

昭和36年ごろ、旧大方町の町史の編さんが初めてなされております。それから約30年後になりますが、平成6年ごろに第2回目の町史の編さんがされておるといふふうなことになっておりますが、その第2回目の町史に編さんされた6の方がですね、それぞれの通史なり、古代史なり、産業、商業、そういうものを割り当てしてですね、分担して責任を持ってですね、さまざまな資料を回収したり、あるいは専門家に相談したり、時間をかけてですね、5、6年かかって仕上げにいただいたというふうな、町史を見たらですね分かるわけですが、大変ご苦勞な仕事をされております。ただ、そのときの6名の方の、私、知ってる方、1名しか、もう存命の方おられません。

ほんで、佐賀の方のですね、町史を以前から探してましたが、私はどうしても見つけることができませんでしたが、矢野議員の話聞きますと、旧佐賀町には町史はなかったと。今の農民史とか漁民史とかいうふうなものがあったけども、町史として編さんされたものは今までないはずであるというふうな話聞いてですね。でも、形が変わった漁民史、農民史があればですね、それをまた合併してですね、新たな黒潮町として再出発したわ

けでございますから、それを併せた上での両町の歴史を細かく子孫に残すためにですね、大事な編さんを直ちに始めるべきではないかと。編さん作業の前の段階ですよ、その資料集め。確認せないかんこととか。そういうものがいっぱいあって、一朝一夕に、さあ作りましょうということで編さんできるものではないわけです、こういうものは。

それと、僕は何聞いたがやったかな。子どもへの教育ですね。

これ、副読本を先ほど作ってですね、3、4年生に来年度から教えていくというふうな次長の話ですが、この内容を教えていただきたい。どういうものを入れてあるか。大変面白いような話でしたので、ぜひここで聞かしていただきたいということでございます。

それから、もう1つは、インストラクターの養成ですね。これはですね、昨年、高知県が龍馬伝のNHKの放送とちょうどあってですね、何とか博いうのありましたね。であい博か、いうのがありましたよね。

そのときに、その県外からの観光客を案内するのに、バスの中にですね、高齢者の方が非常に歴史の熱心な方がローテーションを組んでバスに乗って、まあガイドさん代わりにですね、ずっと案内と一緒に乗って回った。あそこの場所は、龍馬さんがおしっこしたところであるとか、あそこは紀貫之が高知に着いたときの船着き場とか、いろんなその歴史を言ってくれるわけですよ。まあ県外の方は、そんな細かいこと分かりませんので、やはり興味を持って一生懸命やっぱ聞く方多かったですよ。

で、黒潮町もですね、いろんな話が残ってるはずなんですよ。我々聞いた話も、まあ幾つかあってですね。先ほど、亀沢さんに聞くと、この前、委員会で生華園行きましたよね。上田の口から田の口に抜ける道。あそこの峠の道が流レ越エというふうな名前ついてるみたいですけど、結構、海拔高いところですけど。昔の、多分、白鳳の地震やったと思いますが、そこを津波が越えたというふうな記録もある。というんですね、この前起こった、その3.11の津波の恐ろしさがですね、この辺でも目で確認できるわけですよ。それはもちろん、まあ言えば悪いですが観光にもなるし、まあ防災教育にもなる。そういうふうなことも学校で取り上げるとか。

あるいはですね、飯積山いうのがありますよね、田野浦に。観音さん。

それと、旧中村市にフジの木をいっぱい植えた臨濟宗のお寺がありますよね、具同の方に。坂本いうところですか。あそことけんかしたらしいですね、飯積山と。ほんで、両方が物を投げ合ってますね、片っ方は石投げて、片っ方は材木を投げた。それで、中村の方が負けてですね、で、お寺の名前が香山寺（こうさんじ）になったというふうな話がある。飯積山の方が勝ったわけですよ。で、そのとき投げたものが、片っ方には木がいっぱい生えてですね、片っ方は石がいっぱいあるというふうな話になって残ってますよね。

こういう話はですね、私も聞いたわけですが、昔、テレビでやってました日本昔ばなしに出てくるような話でですね、それは小学校の子が聞いてもですね興味を持つと思うんですよ。そんな話が結構いっぱいある。もし、副読本を作るんならですね、そういうものを一緒に盛り込んでいただくとか。

この前、町長がですね、亀沢議員の人材育成のときの答弁のときに、ぜひ、その子どもたちには黒潮町を宣伝していただきたい、セールスマンになってもらいたいというふうなこと言われてましたよね。多分、子どもというのは成長して、まあ学校を卒業すれば、1回都会の方へ行きたいとか、よその方へ行きたいとかいう、なるかも分かりません。ほんで、勉強して、また帰ってきたいと。あんな町には帰りたくないという人も中にはおるかも分らん。でも、子どものときからですね、自分たちが生まれて育って、いろんなつらい思いしたり、楽しい思いしたり、遊びに行ったり。それから、我々の生まれてきた郷土は、こういう話がいっぱいあるというふうなことがですね身近に感じておれば、非常にこう故郷、ふるさとというものに対してですね、人間というものは愛着が深くなるんです。そういう気持ちがかんたんに強くなってくるとですね、ふるさとを大事にしたい、我々の先祖、歴史はもっとどんなもんやったかというふうな興味をもっと深く深く持ってくる可能

性が高くなるわけですよ。ただ、耳で教えるだけでは駄目なんです。教える方も大事なんです。その心持ちが。

すると、そのインストラクターというのはですね、ひとつのその、多分これからはですね高速道路もだんだん延伸してきます。先ほども出てましたが。ほんで、来年度ですか、ねんりんピックがあって、パークゴルフの大会がありますよね。これ結構ね、交流が広いんですよ、パークゴルフいうたら。北海道が発祥の地ですが、全国に広がってきて。ほんで、高知県ではまだ少ないですけどね、ここのコースはですね素晴らしいんですよ、ほかのパークゴルフ場のコースと比べて。やればやるほど面白みが分かる。そういう、そのよそから来る人。それから、先ほど出てましたイベントがいろいろありますよね。戻りガツオのお祭りとか、キルト展とか、砂浜とか、もうさまざまなイベントやりますよ。で、道が良くなれば、もっと交流が増えます。そのときにですね、ただそれだけではなくて、ここの歴史とつなげて、あるいはまた商業施設とかですね、宿泊施設、そういうものと全部リンクさせてですね、この町勢の振興につなげていくことはできる可能性があるわけですよ。黒潮町いうところはこんな歴史があったんですかと、よそから来た人がですね感心するようなことがいっぱい出てくると思いますよ。

アンチモン、あるいは田ノ口の銅山という話も出てました。これは危険性があるんで、今は閉じてままとかいふうなこと、この前、矢野君の質問のときに言われてましたが。こういうものも、もうちょっと調べてですね、よその方ではね、こんな鉱山の跡、ニラ作ってるんですよ。岡山の黄ニラ。日を当てないで栽培をして、黄色い色素ができてですね、緑色の普通のニラじゃないのができる。というか、普通のニラよりかちょっと値段がええ。そういうのを作ってます。まあ、そういうふうに使えるもんなら使う。観光に使えるもんなら、観光に使う。そういうものもこういういろいろ調べていただいて、発掘して。古きものは新しいことですから発掘していく。そういうことが必要ではないかというふうなことを、先ほどのまた資料も当然一緒ですよ、写真もそうですし。

まあ2回目の質問、すいません。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

まず、町史編さんのための資料の収集のことですけれど。先日、山崎議員にもお答えしましたように、寄贈等をしていただけるものであれば、まあ当然、町史制作に必要なもの等でありまして、寄贈いただけるものであれば、それは保管をしていきたいと思っております。

また、子どもへの教育ということで、社会科副読本のことがありましたが。まあ現在、作成中でありまして、内容については細部まで決まっておりますが、目次の方で言いますと、みんなの町、黒潮町ということと、仕事と暮らし、昔の暮らし、安全で健康な暮らしとまちづくり、昔から続くまちづくり、私たちの高知県というような6つの章からなっております。その中に、人々が受け継ぐ行事であったりですね、黒潮町の歴史地図ということで文化財等を少し挙げております。また、この副読本の中ではですね、産業のことも全般載っておりますので、黒潮町のこと全体が分かるような内容にということで、今、取り組んでおります。

それから、インストラクターの養成ですけれど。町内全般ということではありませんですけど、上林暁さんのことですね来られた場合等については、町の上林暁文学館協議会の方で案内をしていただいておりますので、まあ今年になって2回ぐらいあったようなんですが、具体的に現地の方へ行って、まあ、こういうことだったとかいう歴史的なこととかの紹介をさしていただいております。

それから、文化振興のことでいろいろな町内の史跡のことがありました。まずはこの部分について、町外からの観光客というよりは町内の史跡巡りあたりをですね文化振興のあたりでちょっと検討すべきかなと。まず

町内の方が、町内の歴史とか史跡等を回ってみて、こういうことがあるということから勉強から始めるぐらいしか、今のところ思い付いておりません。

あと、町史の関係についてはですね、まあ町の関係機関の中で町史の必要な資料等がありましたら、また残すようには要請はしていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

副読本が、今ちょっと説明いただきましたが、ちょっと分かりにくいと思いますか。その教科書的な作りなんですかね、その書き方が。

そういうのも、まあ必要でしょうが、まあどっちかという取っつきやすい方の方が、子どもはこう、大人もそうですけど。例えば、さっき言いました、その日本昔ばなしとかいうふうな、そういうよもやま話のありますよね、歴史的な、その土地に残った。そういうものをどんどんようけ載せるとかですね。それから、おなじ歴史にあったことでも、その本当にこう、耳で聞くいうよりか、目で見えるような内容のものを作るとか。

例えば、太閤記書いた、あの有名な方ですが、昔。あの人の文章を読むと、ほんとにこう目に見えるように見えるわけです。文章を読んでもというよりか、目に見えるような文章を書くわけですね。なかなかそれ難しいですから、その漫画チックなもので、こうストーリーにするとか。そういうふうなもん、こうもつと柔らかい、くだけたようなもんにするとかもええですし。一工夫、二工夫、その今までこう、いろんな観光案内とかあるようなのとちょっと違うですね、ものにする。まあ、どこかに頼んでるわけですか、こうコンサルみたいなどこへ。大事なのはですね、目的は、その教育受けたその子どもたちが、ほんとにこの黒潮町に愛着を持ってくれるかどうかというふうな内容のものにすることなんですよね。そういう努力をぜひしていただきたいというふうなことでございます。

それから、寄贈についてですが、まあ持ってきてくれる資料があれば受け取りますというふうなことでございます。

まあ情報端末が付いたことでございますし、定期的にといいですか、各戸にも聞こえるわけですからね、放送が。町としては、ぜひ黒潮町の新しい町史を編さんしたいという目的がありますので、昔から大事な資料なり、写真なり、証拠物なり保管されてる方はですね、ぜひ町の方へご一報ください。私どもがお伺いしてお受け取りにまいりますというふうなですね、せっかくできたこの端末を利用してですね、しつこくしつこく、継続は力なりと言いますから、耳に残るくらいですね繰り返し繰り返し、情報端末を使ってですね連絡して。町史の編さんに資料を集めてますから、ぜひご協力くださいというふうなことをですね続けていってほしいと思います。いかがなものでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

まず、社会科の副読本ですけど。これについては業者の方へ委託して作成しておりますけれど、具体的な作成の内容につきましては、学校の先生であつたりとか、また、町の歴史に詳しい方というか、であつたりとかで編さん委員を組織しております。内容についてはですね、社会科に沿った内容で。要は、社会科には全国的な内容になっておりますので、黒潮町のことが要は分かりたいというような副読本になっております。

それで、その中には、よもやま話的などところとか、目に見えるような文章であつたらいいのかもしれませんが

ですけれど、なかなかそういう内容にはなっておりませんので、どうしても、事実のことを淡々と書かれてるような内容にどうしてもなっておりまして。

まあ、それでもですね、マスコットであったりとか、写真をふんだんに使ってですね、黒潮町のことが分かりやすく、また愛着を持ってもらえるような内容に、最後のところは願望ですけど、愛着を持っていたらと思うような内容になったらと思います。

それから、資料の確保についてですけど。町史編さんするにおいて、どうしても必要な内容をということになってこようと思います。そういうような内容でしたら、情報をいただいたらですね、当然、確保等はしていかないかとは思っております。ただ、何でもかんでも保存ということにもなりませんので、そのへんは検討させていただいた中で、また了解を得た中でですね、寄贈を受けていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

まだ、エンジンがかかってないみたいです。もうちょっと積極的になってもらいたいと思うわけですが。

さっき言いました、その情報端末があります。それと、文化財保護委員という方おられますよ。

普通考えますと、文化財保護委員という方は、歴史的なものを大事にしたり、守ったり、発掘したりとかいうふうなイメージが私あるわけですけども、そういう活動を今なされておりますでしょうか。何人おられて、その活動内容をですね、ぜひ教えていただきたいと。そういう委員会があればですね、ぜひ。

まあ、どこの市町村へ行ってもですね、村指定の文化財とか、町指定の歴史遺跡とか、そういうのが皆指定されてありますよね。本町にもあると思いますので、その文化財保護委員会の方がそういう活躍をされておられる。併せて。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

文化財保護審議会の委員ですけど、全部で5人の方が委員に委嘱をしております。

町内の文化財につきましても、巡視、まあ視察をするようにしております。

内容につきましては、幡多地区の文化財の保護の担当者等の研修会とか、国、県の指定文化財の巡視とかもしております。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

視察と研修会に委員の人が行かれるということですか。文化財審議会委員の方。視察と研修会に行かれるということですよ。

まあ、どういうふうに規定されておるか分かりませんが、まあ自分のイメージとしてはですね、先ほど言いましたように、歴史の保護、歴史の発掘、そういうふうなことは一番先にイメージがあるわけですけど、そういう仕事とはまた違うわけですか、この委員の方。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

すいません。言葉足らずでした。

町内の文化財のことも当然審議していただいておりますけれど、幡多地区の文化財担当の研修会の方にも参加していただいておりますし、町内の中の指定文化財等の巡視の方にも行っていただいております。

ただですね、町史の編さんにつきまして文化財保護審議会の方から、いついつすべき、検討するとか、そういうような内容のことについてはちょっと聞いておりませんです。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

教育委員会の所管なわけですか、今の文化財審議会は。

それで、まあ指定に行くというふうなことは今分かりましたが、積極的にその、今の回収するとかですね、資料を。そういうものは全く関係してないということで、広げるいう考えもないということですか、仕事の内容を。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

黒潮町が指定する町の文化財につきましては、当然、指定が必要なものについては文化財保護審議会の方です。ね検討して、新たな文化財の指定はするようになると思います。

で、今、新たな指定に検討してるかどうかということについてはですね、私の方ではまだ聞いてませんので、内部で協議はしたかもしれませんですけど、ちょっと私の所にはまだ情報入ってきておりません。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

いや、その指定じゃなくてですね、その資料回収とか、集めるということですね。そういうふうな仕事をもじられてないなら、今からそういう仕事もするようにしていただきたいと思うわけですけど、それはあれですか、その決められた役割以外のことになるわけでしょうかね。できないわけですか。今の委員の方々。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

文化財保護審議会の方の役割としましては、現状の文化財であったりとかですね、新たな文化財の方が主なる目的ですので、町史の編さんについてするようになるのと、以前の大方町のときにはですね、編さん委員会を組織して作成したように町史の編さん委員会を設置しまして、その中で、どういう方針で町史を編さんするかとかいうことは決まっていくと思っております。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

直接、町史の編さんにプツと飛ばんよう、飛ぶ前ですよ、私の言うのは。その町史の編さんがいずれ必要になるであろうというふうに思うわけですけども、それをすぐ5年、10年で作れというわけじゃないがです。

ただ、作るときに、その基になる資料が必要ではないかというふうなことで、もう散逸してなくなってしまいうてからばったりやったという前にですね、今あるその資料を、本町にかんする歴史的なことですよ。そういうものを集めて、保管しておく役割いうものを誰かが担っていく必要があるんじゃないかというふうなこと言いうわけです。直ちに、その資料編さんせよというふうなことじゃないわけですよ。その大事な資料を集

めておく役割の人がどこか必要じゃないかと。そのためには、せつかく情報端末付いてですね、皆さんに知らせることができるようになったということを利用して、そういう歴史的な資料なり持っておる人は、ぜひ教育委員会の誰々さんまで連絡をいただきたいというふうなことを繰り返しやっていただけないかというふうなことを言うわけで、町史の編さんを直ちにやれというふうなことじゃないわけです。

そこのところを勘違いせずに、資料回収、一生懸命やってくれるかどうかというふうなことですよ。誰かに責任持っていただけないといかんとと思いますが、そういうことはできませんかどうかというふうなことを聞いてます。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

小永議員申されますように、その古い歴史的な価値のあるものとかですね、そういったものの保管というのはですね、まあ、これまでも長い歴史の中で保管等もしてきました。町内にそういったものも、まだ多分にあるとは思いますが。ただですね、そういったことを町内に投げ掛けてですね収集をするということになると、多分いろんなものが来ると思います。いろんな形の書物とかですね、あるいは農具、漁具、いろんなものが来ます。そういったときに、それをさび分けをしてですね、どういう形で保管するかといったところになると、なかなか大変になってくると。

例えば、今、北郷小学校の方に、古い農具とか、そういったものを保管をしておりますけれども、それもかなりの量になっておまして、その保管場所もまた移転等を検討せないかんとというふうなことにもなっております、そういったものの保管、選別等ですね、なかなか大変でございます。

投げ掛けは、まあ必要とは思いますが、そういったことを考えるとですね、積極的にその収集をするということについてはちょっと難しいかなというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

いろんな漁具とか、農機具とか、そういうものを集めるとなったら大きくなりますし大変やと思いますが、今、デジカメもありますしですね、資料として保管する分には写真撮ってですね、全部残す。あるいは、いろんな書類のものはですね、それもデータで全部残すことができますよね。そういう作業は必要でございますが、そんな膨大な土地も建物も、そんなに必要ないことないかと思うわけです。

町史というものは、実物をそのままぼんと置くというわけじゃありませんので、本になるわけですから。データで残しておけばですね、紙1枚に全部プリントできるわけですね。その作業は当然やっもらう必要はありますが、今、便利な世の中になってますんで、そういうふうな回収いいですか。もちろん本物はご本人が持っていていただいておって結構ですが、それをデータで残すことは可能ではないかというふうに思いますが。

そういう努力はされますかどうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答え致します。

町史に対する考え方でございます。次にですね、町史を編さんをするということになればですね、当然、山崎議員のご質問にもお答えをしましたがけれども、佐賀にある、いわゆる町史ですね。それから、大方の町史。そういったものを整理をして1つにまとめた形で、あと、合併以降の黒潮町の歴史ということになるろうかと思えます。

これまでの旧両町にあった、その資料、町史の内容を見ますと、相当古い部分のものについては詳しく書き込まれております。これから編さんするに当たってですね、旧両町にあったその町史を再度見直しをして、それ以上に古いことを詳しく調べていくとか、そういった必要性というのはそんなにはないのではないかというふうに思っております。これからは、町史を編さんした以降のですね、まあ黒潮町であれば平成6年ですか、それから佐賀の方であれば、58年といったところまでの部分は相当のものが残っております。それ以降のものについてですね、どういった保管をしていくかといったようなことになるろうかと思えます。

ということで、その古い書物とか、過去の歴史物とか、そういったものについてですね、あまりこだわってですね、また新しく作るという考えにはならないかなというふうに思っております。そういった考えで基本的におります。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15番（小永正裕君）

そしたら、佐賀町の方はもう今ある漁民史とか農民史で、もう十分資料はあるというふうなことですよね。

じゃ、新たな歴史を発掘しようというふうなことは、その中で全部できるというふうなことですか。今、残ってる資料の中で。

まあ、新しい町史というのは黒潮町史になるわけですが、旧大方編、旧佐賀編というふうに2冊になるかも分かりませんが、そういうふうにするとしたらですよ。そういうその、先ほどインストラクターとかいうふうなことを言いましたが、そっちの方までなかなか考えがないというふうなことでございますが。まあ、先ほど言ったようにですね、交流人口が増えて、ここも観光をひとつの売りにしてる町であるというふうなことも考えていくとですね、幅広く。

先ほど、小松議員も言うてましたように、イベントやっても単発で終わってしぼんでしまう。そうではなくて、横に広がっていく、線にして、面にしていく。そういうふうにはですね、観光の面でも広げていくような町史の編さんの仕方とか、あるいは、町史をもっと分かりやすく一般の人にも教えて広めていくというふうなことになれば、ここに滞在してくれる人もですね、1日、じゃあ泊まっていこうかとか、2日にしようかとか。明日泊まってパークゴルフしようかとか、その次は美術館でも行こうかとか、そういうふうなですね滞在型の観光施設の、まあ活況も呈するような、ひとつのきっかけになるのではないかというふうな考えがあるわけですよ、まあ私とすれば。

一生懸命もう10何年、20年もイベントをやってきてですね、地元の方が。ちっともそのメリットがない。ただ、一生懸命出て世話をするだけというふうな方、現場でやってる人みんな、そういうふうには疲弊した状態になってますから、実際のところ。一般の人が出てですよ。そういうところをですね、もっと、その観光面でも歴史を使ってですね、この地元にもメリットが生まれてくるような、そういうふうなその観光振興に向けてとかですね、いうものに利用する。それにはまた新しい、何かのきっかけになるかも分からんその資料も必要ではないかというふうには考えるわけですけど。

まあ、人の歴史というものはですね、ものすごい、やっぱり新しい人が振り返ってみると、大事なことがい

っぱい出てくるわけですよ。外国の言葉の中にですね、お年寄りが亡くなればですね、大きな図書館が1つなくなると一緒であるというふうなことわざもあるくらいですから。経験された、過去のその人々の歴史というものは非常に大きな重み持ってるわけです。その当時の人がどんな生活しておったか、このことについてどんな考え方しよったかというふうなことも、そこからにじみ出てくるところはあるわけですよ。そういう歴史というものを大事にしてもらいたい。そういう意味では、もっと細かな資料も収集して。

それとですね、平成6年にその編集された責任者の委員長やられてました、田野浦のですね浜田数義さんという方おられますよね。その方が、私は通史を編さんしたときに、役割分担して責任持ってやったらしいですけども、どうしても自分の専門外でですね、田野浦の海岸にですね変わった岩があるというふうなことで、自分はそっちの自然史は門外漢で分らんけども、何かこの石にはいわれがあるはずじゃというふうなね、話をして。その自分の仲のええ人が何かに伝えいったらしいですね。わしはこれ分らんけども、絶対これ何か調べてくれと。1600 万年前の岩石らしいですよ。それ高知大学の亡くなられた教授が来て、見て、判断されたらしいですけどね。なぜ、その石がそこにあるか。それで、どうもね、人工的に削り取ったような跡があると。これは普通の石じゃないということですね、出来上がったその石の組成が、固い真っ黒い岩の上に礫岩（れきがん）がくっついて載っていると。で、昔の地層からいえば、この上にまだ70メートルか80メートルぐらいの地層が重なってあったはずじゃというふうなことを言われてるみたいですよ。それを削り取って、昔、例えば祭祀（さいし）に使ったとかですね、そういうものの可能性がある。どうしてもわしは心残りやけん、おまえいろいろ調べてくれんかみたいな言葉を残されておるみたいなんです。まあ私みたいな凡人が見てもただの岩にしか見えませんが、そういうそのインスピレーションがぱっとこうひらめく人から見るとですね、おんなじ岩を見ても、ああ、これは何かあるというふうなことが分かる方がおると思いますよね。

もう、そういうことも含めてで、いろんな意味でですね、面白い、興味のわきそうなものもあちこちにまた出てくると思いますけど、これで町史も何ももう編さんせんというふうになると非常に寂しい思いがしますが、いつの日か新たな町史を編さんするためにですね、資料の回収には教育委員会として何か行動を起こすというふうな考えを。

変わってもろうたらうか。考えを変えてもろうて、ちょっと。もうちょっと窓口をこう広げてですね。何回も言いますが、情報端末ぜひ使うてください。全部、デジカメで残しておいてください、資料を。最後になりますが、よろしくをお願いします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

町史に対する考え方でございます。

先ほども言いましたけれども、佐賀に残るその町史と、それから旧大方町の町史ですね。これをもう1つにして、1つのもう黒潮町の町史ということにしたいというふうに考えております。従いまして、それを編さんするに当たってはですね、まあ旧両町にあるそういったもの。

それから、今、浜田数義先生のお話も出ましたけれども。例えば、田野浦にはですね田野浦部落史というのがあって、それは浜田数義先生が編さんをされております。さっきの地震の流れ越エの話もですね、その中にも載っております。そういったものはですね、各部落に残っておれば、そういったものも基にしてですね作っていきたいというふうに考えます。従いまして、その資料を今から積極的に集めるということについてはですね、町史編さんについては基本的には必要ないかなというふうに考えております。

それから、あと、そのインストラクターのお話でございますけれども。これにつきましては次長が答弁しま

したように、現在は、例えば上林暁先生の関係であれば、そういった方が対応してくれております。事業に応じてですね、これから検討していきたいということでございます。

取りあえずはですね、例えば、町内の史跡巡りといった形でやってみてはどうかなというふうなことも考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

ぜひ積極的にですね、今以上にですね、やっていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、2 番目に移ります。TPP の阻止をやるべきではないかということです。

町長には、町村会でも反対運動を広げていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうかということです。

今、政府が締結しようとしている TPP をどう考えておられますか。

世界各国がデフォルトの危機の中、日本に対する米国からの貿易圧力は大変強いものがあります。TPP には毒素条項が盛り込まれているという最悪のものと言われております。

本町の農家にも大きな影響が心配されるということでございますが、町長としても反対運動を大きくしていただくよう、連携しながら取り組んでいただけないかということでございます。

ここには一応、農業関係のこと取り上げておりますが、もういろんな幅広い意味で日本にとってあんまり良くないと考えられることがありますので、ぜひ行動を起こしていただきたいと思います。

議会は議会で、以前、TPP 反対の意見書を出したことはありますが、まあ 1 回では駄目かなと思っております。

町長の見解をよろしく。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

それではお答え致します。

TPP につきましては、これまでも反対の姿勢を表明してきたところでございます。

本町の農家にも大きな影響が心配されるということでございますけれども、さまざまな産業間で利益主張が行われながらも、農業分野についてはマイナスの影響が出るといったことが共通の見解となっておるところでございます。当然、当町の農業にも影響が出ると思われませんが、その影響がどの程度なのか、現段階では試算ができていないというところでございます。

反対運動ということでございますけれども、全国町村長会では TPP に反対する決議を致しまして、政府へ要望したところでございます。また、全国知事会からも、APEC（エイペック）直前に慎重の議論の旨の申し入れがございました。

また、先日も答弁させていただきましたが、TPP の各分野につきましては、政府機関、あるいは民間各機関で試算がされているようでございますが、現段階で全容を的確に把握できているとは到底言えない状況ではないかという印象を持っております。

基本的には条約締結ということでございますので、常識的に考えて国内法より上位に位置すると思われましても、残さなければならぬ国の仕組みがどのように保護されていくのか、疑問を持たざるを得ないとこ

ろでございます。

こういった環境下で制度的に非関税障壁であるとされた場合に、相手方にどのような内国民待遇を与えるのか、措置するのか。そのときに、国の制度はどのように保護されるのか。少なくとも国の根幹にかかわる部分につきましては、国の公式見解を早期に公表していただきたいと、そのように考えております。

また、APEC（エイペック）直前の参議院予算委員会で、総理自ら ISD 条項につきまして詳細を熟知していないと発言するなど、参加、不参加の判断ができる環境が整っていないことは明白であろうと思います。併せて、経済効果という観点でも、内閣府の試算による GDP 押し上げ効果は 10 年間で 2.7 兆円と、推進する目的が経済成長である割には、その影響は限定的であると考えております。

いずれにしましても、反対の立場から、より慎重な議論を要望するものでございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

反対の意見を明確にするということでございますから、大変心強いところでございます。

2.7 兆円のメリットがあるというふうな政府のあれですかね、発表があったんですかね。これは、10 年間の数字ですよ。1 年間にすると 2,700 億円ぐらいですか。今の日本の GDP から考えると、微々たるもんなわけですよ。だから、資料の出し方もおかしいんです。政府のね。

それと、私、農業のことをひとつ心配であるということ出していますが、ほかのこともうんと心配なんです。郵貯の関係。それから、郵便の簡易保険の資金。

ニュージーランドのその商業担当の政府の役人とですね、アメリカの商務省の高官とが話したものがリークされてますが、この TPP を日本を入れてですね、スクイズするようにですね、言葉、搾り取るという日本から、という言葉話し合ってるんですよ、ニュージーランドとアメリカの、その商務省の長官が。これ、強烈な言葉なんです。

遺伝子組み換え作物というのがアメリカの 70 パーセントらしいですよ。それが大豆ですね。それからトウモロコシが一番多いんですが。それを特許持ってるのは、知財権、知的財産権持ってる所がそのモンサントいう会社なわけですよ。これが、その遺伝子組み換え作物、全世界の 90 パーセントを支配しちゃう。

それで、我々もこう身近な、農協なんかでよく売ってます除草剤、ラウンドアップというのがありますが。これも、ここのモンサントが作ってるんですよ。だから、ほかの草枯らしとか作物は枯らしますが、このモンサントの遺伝子組み換えのダイズとかトウモロコシとかいうのは、それを使うと雑草だけ枯れてですね、遺伝子組み換えで、そのラウンドアップに耐性を持ったトウモロコシとかダイズを製造してます。それを全世界に種を売るわけですよ。だから、農業の関係で、このモンサントいう会社は世界を支配しようというふうな野望を持っています。この会社です。社是がですね、1 ドルたりとも無駄にするなという社是なんです。すごいでしょう。強欲資本主義の典型です。

1901 年に設立された会社でございますが、今はね、バイオテクノロジーの会社の世界トップです。それも、その爆弾も、やりも鉄砲も要らん、食物です。世界支配しようという。まあ考え過ぎじゃないかと言われるかも知れませんが、調べていくと、そんなになってくるんです。また、実際そういうふうには指摘されておられる方もおります。ここの会社はですね、ロビー活動がものすごい強いんですよ。科学的とか生理学的に根拠があつてこういう作物を作ったとかいうふうなことやなくてですね、悪いことは分かっておつても政治的に解決するんです。売り込んでいく。だから、日本の農業をほんとに心配になるのは、こういう会社が引っ掛かってくるから特にそう思う。ほかの部門でも、もう心配がいっぱいあるがですけど。

そのところ認識された上で、町長の決意をですね伺います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

質問の趣旨の中にですね、貿易圧力という言葉も盛り込まれております。基本的には国際間、今回の場合は多国間ということになりますが、条約締結ということで、これまでの二国間の外交圧力、あるいは貿易圧力よりも、まあ若干その圧力は低下するのではないかと考えております。しかしながら、その貿易圧力、あるいは外交圧力の代わりに、外国籍の企業が他国の政府を訴えることが可能になると、そういったことが ISD 条項として盛り込まれるわけでございます。

これを私なりに考えてみますと、先ほども申し上げましたが、国内法より上位に位置する条約締結をすると、そういった場合に、もし私がアメリカなら、例えば、市町村は市町村国保を運営してるわけでございます。アメリカは、ご承知のとおり民間の保険会社が運営をしてるわけでございます。これが日本の市場を狙ってきた場合、公金で保護をしている、あるいは規制をしている、こういった市町村国保は非関税障壁であるという主張を必ずしてくるはずでございます。そうなったときに、じゃあ日本として、内国民待遇をどのように阻止していくのか。こういったことへの公式見解が全く発表されておりません。つまり、現在、国が国の形を守るために、さまざまな保護政策、あるいは規制を打ってるわけでございますけれども、これらほとんどが、まあ一応、訴訟の対応になり得ると、そういったことが最も危ないことなのかなと思っております。

11月11日に、参議院予算委員会で自民党の佐藤ゆかり先生が、水資源の規制、これと TPP を絡めたお話をされておりました。基本的には多国間の条約であり、非関税障壁の撤廃ということでございますから、自国の企業も外国籍の企業も差別をしてはならないと、そういったことでございます。そうなりますと、当然、外国籍企業でも国内の水資源を調達する。あるいは、水資源の土地を確保すると、こういったことが可能になってくるわけでございます。現在は国内法で規制はできておりますけれども、それが上位法の条約とどう整合性を保っていくのか。これについても全く答弁がされておりません。

このように、国の根幹にかかわるような問題。こちらについては、少なくとも政府は公式見解を発表すべきでございますが、全然そういったところに現状で至っていないと。それらから判断致しますと、現段階で参加、不参加の判断をできる状況は、政府にとってもないということでございます。そう考えますと、TPP の条約を締結した後の圧力よりも TPP を締結するための圧力、こちらの方が私は問題でなかろうかと思っております。

ぜひ、国民を挙げての議論を期待するところでございますが、何分、判断が先行しておりますので、今後の動向に注視していきたいと、そんなに考えてるところでございます。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

何か半分、国会みたいな話になってきました。

でも、必ずこの末端の市町村に影響がものすごく強く出てくることですから、取り上げていく必要があると思います。ぜひとも。

今の ISD 条項もちろん、その国内法よりか優先すべきことになっていくわけですよ、結果的には。そして、植民地と一緒にするわけです。自分の国で自分で決めることができなくなってしまう。

それで、モンサントという会社のえげつないとかいうのはですね、皆さんも聞いたことあると思いますが、PCB

いう、ポリ塩化ビフェニルという化学組成物があってですね。それ、日本では電気のトランス、そういうものに非常に多く使われておりました。それと、断熱作用が強いですから、そういう断熱材として使われておりますが、これ50年間ですね、その毒性が明白なものをですね、モンサントは一切その資料を出さないで秘匿しておいたわけです。

それで、自分とこの従業員とかそういう人ががんになったり、**知的障がいのある子ども**が生まれたりとかいうふうなことが頻発してきました、訴訟ざたになってやっと、訴訟になって資料を出してくる所ですから。それで分かったわけですが、それでも責任は取らないというふうな、そういう会社なわけですよ。

例えば、インドでそのBT コットン、綿の木ですよ。あれをその、BT というのは、その遺伝子組み換えした綿の苗とか種をインドの人の人に売るわけですよ。これは非常に安いと。ほんで、虫も付かない、非常に便利に多く量が収穫できるということで売り込んだわけですが、3 カ月しかその虫が付かないという効果なかった。最初の年だけは大量に取れたけども、ただ、その代わり、別の農薬とか使わないとできなくなったんで、その経費がものすごく掛かって、高く、多く取れたけども、利益が全く出なかった。2 年目から、また経費が掛かってですね、いうふうなことで、結局、種子とか苗がですね。最初買った額の4倍になって、結局その自殺した農民が続出してきたわけですね。ほいで、英国の皇太子が、そういうえげつない商売やめるべきじゃというふうなことを、わざわざ発言もしております。ほんとにひどいやり方ですよ。

その会社とですね、日本の経団連の会長の会社がですね業務提携してるんですよ。だから、日本の経団連の会長は、非常に熱心にこの TPP を旗振って推進しておるとでございます。これがですね、日本の農業の中に、オクラ、カリフラワー、それからナタネ。こういうものもこの会社がですね、遺伝子組み換えした知財権をもってですね、特許権を持ったものを作ってるわけですよ。ひょっとして、経団連の会長の会社通してですね日本にこんなもんが広まったらですね、日本の、この辺にもオクラ作ってる人、結構おられますし、ナタネも作ってる人もおと思いますが。そういう品種がわが国にもどんどん入ってくると、そのラウンドアップをどんどん使ってですね雑草を消しながら、ほかの農薬も使わんといかんなる。その経費ばかり掛かって、その収量がどんどん減っていく。それで、また種になるものがどんどんまた値上がりしていくと。完全に支配されてるわけです。

で、インドは何でそのBT コットンしかできないかといいますと、ほかのコットンの種を全部支配するんです、そのモンサントが。で、売れなくしているわけですね。自分とこで遺伝子組み換えした種子だけを販売するようになってますから、一般の人はここの種買えないようになってますから、非常にあくどい商売をするところで。もう徹底的にですね、我々またこの議会でもですね、反対の意見書をですね政府に送らんといいかと思いますが、もう今まで以上に積極的にですね、町村会らに。この前、議長会と町村会、一緒に合同で大会開きましたね。ああいう場所でもですね、ぶち開けていただくとかいうふうに派手にやった方がええと思いますよ。

それと、おかしいことに野田首相がですね、日本の国益に合わなければ離脱するというふうなこと言われてますが、アメリカはですね、今年の2月にもう既にですね、もう今年の11月に、ほとんどもう99パーセントは話は終わりじゃというふうに発表してるわけですよ。堂々と言ってるわけです。だから、野田さんの言うのは、全く交渉に入る前の段階なわけですね。で、もし交渉に入れたとしても、アメリカがうんと言わなければ入れないらしいですよ。ということは、ほとんど来年の夏以降にずれ込むわけですから、もし入れたとしても。そうするとですね、もうほとんど99パーセント以上はですね、交渉の中身は決まった中に日本が入ることになります。日本の国益に沿う発言ができるかいうたら、全くできない状態ですから、現実には。そこまで、ちょっと政府の方が我々信用できないとがありますんで、情報も全く出しませんし。

ここで協調体制をつくってですね、議会も町村長会もですね、一緒にほんでやっつけていきましょうというふう

なことで、ぜひ力強い言葉をいただきたいと思いますがどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

議会の方からもご指導賜りながら、共に主張してまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

小永君。

15 番（小永正裕君）

終わります。

どうもありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで小永正裕君の一般質問を終わります。

この際、13 時まで休憩します。

休 憩 11 時 25 分

再 開 13 時 00 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2、議案第 60 号、黒潮町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第 70 号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委託についてまでを一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

それでは、総務常任委員会の委員長報告に入りますが、今議会で預かりましたのは、議案第 62 号の黒潮町一般会計補正予算の歳入全部、歳出のうち、2 款、9 款、第 3 表と、第 63 号の黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての 2 議案でありました。

それでは、その 12 月 12 日 10 時 25 分から 3 時半まで、第 2 会議室におきまして、執行部の方から、副町長、松田総務課長、財務担当の松田係長、それから情報担当になります松本係長の出席の下で、委員全員の出席で慎重なる審議を行いました。

それでは、一般会計補正予算の歳出の方から入らさせていただきます。2 款総務費の方からの説明に入らせていただきます。これも主立ったものを、補正額の 5,083 万 2,000 円ですが、主なものの報告のみにさせていただきます。18 ページの方をお願いを致します。

18 ページの一番上に、一般退職者手当負担金というところがございます。この 1,063 万 8,000 円につきましては、町村職員の共済退職の取り扱いを高知県の総合事務組合へ委託しておりまして、平成 22 年度 12 名の退職者の負担金という支出額でございます。

ちょっと細かいですけど、その下の 11 節にあります 100 万円の消耗品費の補正額。補正としてはちょっと大きくなりますが、庁舎全体でこの費用が年度末までに不足になるという想定での計上であります。

下の 12 節 285 万 5,000 円については、情報基盤整備の事業について住民より電話等での問い合わせ等が多かった関係で、それに対して再度電話での連絡の費用。それと、資料の送付等にこっだけ不足するというところで挙げております。

その下にあります国土調査費の方の2節の方の342万3,000円の減につきましては、従来2名の職員で対応しておいたところを1名減にした、職員の減であります。

次、19ページになりますが、13節。この委託料の445万1,000円の減額につきましても、一筆測量の方の業務委託の入札減による減額であります。

同じく19ページの情報基盤整備事業費の15節事請負費1,705万円の金額であります。これは町内の光ケーブルを利用してのテレビのチャンネルを1チャンネル増やすという国の指針もあるようでございますが、そのために四万十町の、これちょっと大正地区だと思えますが、大又山という山の方に四万十町の施設があるようでございます。愛媛朝日でしたか、それを受けてる場所がありますので、そこに町のアンテナを立てて、そこから窪川のセンターを経由して、峰ノ上までは四万十町のケーブルが来ております。それで、黒潮町の方は市野瀬まで来ておりますので、その片坂の間、約1.2キロに光ケーブルを張る事業と、地上波を光の信号に変える施設と、途中で増幅器が要るようです。その増幅器2台の工事費、一切合切で1,705万円の計上というように説明を聞いております。

これにつきましては、やはり相手方の光をお借りする関係で、その施設使用料ですが、今のところ一応年間十数万というような話し合いで入っていましたが、向こうの方から少し安いでないかというようなことが出てきて、今はこの使用料につきましては検討中ということでありました。

それで、委員会の方で出た言葉は、四万十町が受けてる部分をこちらに流してもらえんかと。そうすれば予算が掛からんで済むやないかという、まあいうたら再々送信というんですかね、それをちょっと求めるような議論もありました。で、実質、その方が安いですけど。ほんでまた、委員会として国の方にそういうお願いもしょうかという意見もありましたけど、今の情報担当の方の話によりますと、再送信がまとまりかかっているところでそういうものが出てくると、非常にその危うなると、再送信が。それと、国の方としても再々送信ということは認めてないというような意見で、ほんとは今から黒潮町だけでなく、ほかでもこういうことが起こるろうということを想定したら上げるべきではないかということでしたけど、まあ、ちょっとまずいということもあって、そういう請願書は出さないということになりましたけど、一応、予算関係ではそういうような話も議論されましたことを報告させていただきます。

同じく19ページの徴税費の方の税務総務費の方で、下から2行目の2節の給料の1,137万6,000円、今回補正で計上になっております。これにつきましては、もともと税務課の方は10人体制でしていましたが、前年度か、途中退職とかが出ましたことによりまして、9月以降、税務の忙しい時期を過ぎてから、2名、ほかの部署に回していたものを元の10人体制に戻したことによる2名分の不足額の、職員の給料の計上ということに説明を受けております。

あとは、ものすごく飛びますが、33ページの方になりますが、消防費。

33ページの15節工事請負費の方でございますが、) 防災費の方で15節工事請負費2,200万挙げておりますが、これは執行部の方からかなり詳しい説明があったと思います。これにつきましては、繰越明許で2,100万の手持ちがあるということで、いろんな事業ですが、まずはこの繰越明許の方から取り崩して事業をどんどんやっていって、2,200万の方で残額が出た場合、工事に間に合わずに予算が残が出た場合には、この分について2,200万円を明許繰越にして、24年度の事業につなげていくというようなことでお聞きしました。

まあ、やるとしても、ずっと執行部の方からいろんな話があったので、皆さんは説明を受けてると思いますが、ただ、有井川地区につきましては、国道から米原線に入りまして、鉄道と町道が交差する所を過ぎて人家がなくなるらしいです。そこから左の方の高台に、山の方に避難道の工事をやっていくというように説明を受けております。

防災費の方の備品購入費でございますが、この446万7,000円の補正につきましては、防災衛星携帯電話の購入で、現在使用できるとされている4台に、今回12台を購入し、計16台にして、まあ、まだ町全体では19台を執行部としては考えておるそうですが、まず、この16台体制でやっていくということで。大体1台が、説明の方では5,900円。5,000円やったけど、正式にここで質問に答えたところで5,900円というように、1台の月額契約料がということで、なかなか年間にしてもかなりの基本料金が要るということで。それプラス、どうしても訓練には数回のほんとの通話をやらないかん。これがなかなか高額なもんになるらしいですが、そのようなことで経費がまだ要るというような、中では聞いております。

その中で、委員会の中から、衛星携帯電話も現在はかなり小型化されていると。以前のように太いトランクのものを持って移動するんでないので、できれば緊急時のためにもう1台町長専用を買うたらどうかというような意見もありましたけど、執行部の方としては今のとこ、そのような考え方は持ってないというような答弁でございました。

それから、次は14ページの方をお願い致します。歳入の方に入らせていただきます。

14ページの、2項国庫補助金928万7,000円の減額につきましては、これは調査設計に入らないための減額であって、これは合併市町村の補助金の方でやる予定でしたが、今回は合併特例債の方で、この庁舎の設計については対応するというように説明を受けております。

同じ14ページ、5目の土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金1,170万円につきましては、これは国の3次補正の関係の予算らしいですが、これは有井川、伊田の避難道関係に使われるということで。

それと、すぐ下の6目1節の消防費国庫補助金の方ですが、これも、372万6,000円も、これは国の3次の方のあれで、衛星携帯電話の購入に充てるという説明でありました。

ページ、15ページの方になりますが、一番下にあります8目の消防費県補助金。それから、1節の消防費補助金の1,400万につきましては、避難経路、避難地整備の方に使われるということで、3分の2が補助金というように説明を受けております。

続きまして、16ページ。ここで、町債7,460万円の補正を組んでおります。

組んでおりますが、これで足りない部分が生じておりますので、その金額7,890万1,000円を財政調整基金の方から不足分を繰り出して帳尻を合わせるということで説明を受けております。

続きまして、63号議案、黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算であります。これにつきましては、7ページの方の2節給料でございますが、これ1,398万4,000円の増額については、22年度の退職者12名に対しまして、23年度新規採用職員8名について、予算編成致しました22年の12月に採用決定がされていなかったために、23年度の予算の中に含まれていなかったということで、今回、補正を挙げておりますということです。

まあ4月から分かっておることですけど、一応、確定は分かっておりましたが、人事院勧告等、その他に合わせましての今回の12月定例議会の補正の計上となっております。

第3節の下から4番目になりますか、3節の中の一般職員時間外勤務手当ということで、ここで793万円が計上されております。これにつきましては、全国统一でありました県会議員の選挙。そして、県会議員の補欠選挙。それと、海区の漁業関係の方の委員の選挙等に対する時間外手当を挙げております。

ページ、9ページ。ちょっとこれは、あんまりあれやけど、ちょっとページの方は9ページになります。これは給与費明細書ということでなりますが、その大きい枠の2段目の枠のところに、職員手当の内訳ということがございます。これの右から2番目、合計の次のとこの中ほどの、合計という文字のすぐ左側になりますが、管理職特別勤務手当ということで85万円組まれております。これについて委員の方からちょっと質疑がありました。その内容について多少説明させていただきます。

課長職につきましては勤務手当は普通は出ませんが、土曜日、日曜日、祭日等に、選挙とか、災害とか、警報等で出勤命令が出た場合に、で、6時間以上勤務した場合の手当として、だというような説明を受けましたので報告をさせていただきます。(後段で森委員長から説明の訂正の発言あり)

これで私の方の総務委員会の報告は終わらせてもらいますが、すべて、どの議案も可決するものと決しました。

報告は以上です。

議長(山本久夫君)

これで総務常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

明神君。

10番(明神照男君)

執行部の方からも説明はもろうたがですが、消防の関係で、あの避難路。それで、佐賀の方では金比羅さんが対象になっておるということでしたが、どのような避難路の計画というか、設計かいうとこまでは委員会の方では説明もろうてないですかね。

議長(山本久夫君)

委員長。

総務常任委員長(森 治史君)

その件でございますが、まずは上川口の小学校、田ノ口の小学校とか伊田小学校。これは皆あれやけど、伊田はいってまして、上川口と田ノ口の小学校の避難道の設計と。まだ、明確なことは聞いておりませんが、まあ設計に入るということと。

佐賀地区の方は、坂折、野田の坂、明神。これは、会所から城山へ登る、観音さんの山へ登る道というようにお聞きしておりますが、これについてもその明確な、まだ設計の段階とかいうことでは、そういう説明は受けておりません。

ただ、今回のこの予算の中でここへ手を付けますよという形であって、設計の段階がどうなったとかいうような話はまだ説明は詳しく聞いておりません。

(明神議員から「はい、分かりました」との声あり)

議長(山本久夫君)

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

(森委員長から「どうもありがとうございました」との声あり)

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長(矢野昭三君)

それでは、産業建設常任委員会の方からご報告を致します。

付託をいただきました、議案第62号、平成23年度黒潮町一般会計補正予算のうち、歳出のうちですね、6、7、8、11款、第2表。それから、議案第69号、平成23年度黒潮町水道事業特別会計補正予算。議案第70号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委託について。3件とも結果は可決でございます。

それで、この委員会は12月12日月曜日、午前9時半から行いました。場所は本庁第3会議室。出席は、町長、副町長。副町長は途中から。それから、森田、濱田、松田、森下、各管理職でございます。委員は全員出席です。

それではですね、議案第62号につきまして、最初は農業関係から、6款始めたんですが、これは大変素晴らしい計画をいただいておりますので、まあ経営に対する質問、心配などございましたが、質問事項は、その中で主なものとしましては、農協が従来は受け皿となっておったんですが、これは全体の説明の中にもございましたが、農協の規約上できないということになって、そのやり方を変えていくということが大筋でございます、その受け皿として農業公社を設立する。そういう方向での予算でございます。

後継者をとにかくつくらないかと、まあ当面は2名を予定しておると。あとはですね、それは農協の職員が実際の指導はしていただく。経営については通常の生産量より厳しく見積もって、その計画を進めておると。それから、農業はあまり使われんようにして、天敵を活用するとか。あと、出資金はなしと。それで、赤字になったらどうすえということが一番ポイントになるかと思うんですが、これは黒字になっていくと、2年度以降は。だから、そんなことは考えてないということでございまして、なかなか計画自体も大変素晴らしく、積み上げいきますかね、きちっと理屈も整うた計画でございまして、その以上の質疑はございませんでした。

それからですね、あとはその林業の方でございまして、まあイノシシに頭を痛めておられて、執行部もそれは承知してございますので、それを対策に予算化をすると。それで、シカが22、イノシシが350で、さらに、それは実績でございまして、120頭分を追加していくと。それから、講習の受講の関係については、鉄砲は1人、わなが11人、全員合格しておるという状況でございます。

それからですね、水産関係でございまして、これは種子島についてはフォークリフトの新規購入でございまして、これは現在、黒潮一番館の方で冷蔵庫が用意していただいておりますが、船が入港しても競りの時間に間に合わない場合は、その水揚げしたカツオを保管するための作業の合理化に使うものであるというお話でございました。

それからですね、そこの上にあります委託料は、避難場所の計画を進めるというものでございます。

それから、観光の方、29ページの方は、これはプロ野球の自主トレの支援をしていくと。ひいては、これがプロスポーツのその合宿などにつながっていけばいいんではないかというお考えでございました。

それから、その下は19節の16万。これは、3月、閑散期の誘致、お客の誘致する、観光客、宿泊誘致をするための費用であると。1泊1,000円分を20泊分見ておると。ちょっとおかしいところが出てくるかも分かりますが、その要項をいただきましたので、アマチュアスポーツの合宿誘致による地域の活性化を図るため、黒潮町内において合宿を実施する県外のアマの団体に対する支援策と。合宿支援事業ということでございました。

それからですね、ちょっとこの団体で入ってくるということになっておりますので、私の筆耕が悪かった部分もあるかも分かりますが、一応、要項の中では、1団体当たり4万円を上限にその支援をするということでございます。

詳細いろいろとございますが、この報告は以上で、このアマの補助金については終わらせてもらいます。

それから、道路新設の所、30ページでございまして、これ、小黒ノ川の町道に架かる橋がございまして、それが危険なために架け替えるということで、これは提案理由の説明のときにもあったとおりでございます。

それから、31ページの都市環境整備事業費の中で委託料がございまして、これも避難路、伊田と有井川の避難路の調査、あとは工事請負ということになってございます。

それと、あとはですね、住宅関係が錦野ほかですね、住宅の各部分の、ひさしとか、あるいは浄化槽とか、

そういった所の修繕を行うためのものであるというようにお聞きしました。

それから、あとはですね、最後の所は36ページ。これは職員給与を通して人勧によるものであるというご説明をいただいておりますので、これもそういうことでございます。

それで、元へ返っていただきまして、9ページの繰越明許費につきましては提案理由の説明もございましたが、国の内示の遅れによるということが一番の原因のようでございますが、まあ大切な計画でございますので、時間をかけてやりたいということでございました。

議案第69号につきましては、以上で終わらせていただきます。

それから、69号でございますが、これは人勧によるところで数字は減額しておりますが、次にですね、昨年、水道の消費税629万9,200円、まあ実績でございます。今年は当初で500万しか計上してませんので、それに充当していくと。当然、昨年実績から判断するとまだ不足するわけでございますが、今回の補正についてはそういう説明がございました。

それから、議案第70号でございますが、これはですね、現在はこの町、わが町で独自にそういう相談には応じているんだけど、来年は宿毛市を除く幡多郡内の自治体が共同でそういう対応する事務所をつくって、より専門性の高い指導をしていただける、そういうものにつくっていくという説明でございました。

まあ、ここに、現在その事務所の受付がございまして、ここから現在は直接、弁護士などの所へご紹介していくという手法でございます。ただ、今度は、新しくできる事務所は、そこへ四万十市の右山五月町の事務所がそこへ構えるわけです。で、ここまで来ていただきました場合には、ここから担当の職員が、その新しくできる事務所へ同行すると。あるいはまた、その相談を受けた人がお一人で行かれても、それはそれで結構でございます。

で、相談の内容から、あまり人が知らない所の方がいいというようなお考えもあるということでございました。それで、今年(24年度に訂正あり)は町負担56万円で、県からも人件費に対しては2分の1補助ございますが、失礼しました、24年度ですね。25年度からはですね、もうお金がなくなると、県からの。そういうことでございましたので、財政的な面の合理性も考えてのことであるということでございました。

以上でですね、私の方からのご報告は終わらせていただきます。

議長(山本久夫君)

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

山崎君。

8番(山崎正男君)

その29ページの観光費のその支援の補助金ですが、委員長はその合宿支援で、県外のアマの団体ということ強調されたみたいですが、これはプロは関係ないがですか。

議長(山本久夫君)

委員長。

産業建設常任委員長(矢野昭三君)

説明によりますと、アマチュアスポーツの合宿誘致でございます。

議長(山本久夫君)

その他、質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

教育厚生常任委員会からの報告を致します。

教育厚生常任委員会に付託されました議案は8議案で、議案名は付託表にありますのでご確認ください。

去る12月12日、午前10時20分より12時まで、常任委員5名全員出席の上、議員控室において、各担当課長、教育長、教育次長の出席を求め、慎重に審査を致しました。審査の内容で議論されました主なもの、議論とまではいなくても委員より質問が出され、内容がより深められた主なものなどを報告致します。内容によっては本会議と重なる点もあるかと思いますが、ご了承ください。

また、12月14日には委員で視察研修に行きましたので、併せてこれも議案の報告後にお伝え致します。

なお、教育厚生常任委員会に付託されました全議案は、全会一致で可決されるものと決しております。

それでは、最初に議案第60号です。議案第60号は番地の変更ということで、特別、問題はなく終わりました。

第61号ですが、これは指定管理者の指定についてです。ここは蜷川小学校の跡を使っているわけですが、主に喫茶店をやっていますが、ここの利用する方は一人暮らしの方とか地域の方が気軽に利用する施設として、年間約ですね、延べですけど1,000名ぐらいの方が利用していると。そして維持管理費は、大体250万から270万ぐらい、人件費も含めますけど、あって、大体1割ぐらいの利益があるかなと言っておりました。

水道や電気代、それから農集のそういう費用の基本料は町が負担をしているということです。そして、代表者の方は区長さんになるそうです。委員会の方では、主に大きな問題なくて終わりました。こういう説明を受けております。

続きまして、一般会計補正予算の62号の方に入ります。補正予算の25ページを開けてください。よろしいですか。

4款衛生費ですが、4款衛生費、3目予防費のですね13節委託料466万5,000円。これは本会議でも説明がありました。子宮頸がんの予防ワクチンの補正です。子宮頸がんの予防ワクチンが不足したためという説明がありましたが、このワクチンは3回接種しなきゃならないんだそうです。ワクチンが不足していたため、また今回補正をしてるんですけども、この予防接種を受ける対象者そのものは328人のところ、実際受けた方は121人だった。36.9パーセントの方が受けてるわけです。それしか受けてないと言った方がいいのでしょうか。これは、もちろんワクチンが不足したこともありますが、今後の啓発も大事ではないかなということで話し合いになりました。

それから、ワクチンが不足して受けてない方がおりますので、そういう対象者には全員に通知をしているそうです。

その下の19節負担金補助及び交付金の所の合併浄化槽の23万2,000円ですが、これは5人槽1基を追加したものです。それで、委員の中からですね、もうこれで希望者全員、浄化槽は受けられることになったんですかということでしたが。

というのはですね、昨年、希望者に対して補助金が足りなくて、抽選ですとか。まあ最終的には県の方から補助が出て希望がかなえられたんですが、今年はどうでしたかという質問で、やっぱり今年、1人どうしても足りなかった。それはですね、やっぱり補助をするときに期間がありますので、いつでも受け付けしているわけじゃなくて、その受付期間を終わってからの希望があって、その対象にならなかった。まあ家を建てると

きは次の補助まで待てなくて、急ぐという方もおいでますから。

それで、執行部の方の説明としては、まあ県の方の補助はほかの市町村で余ってる分もあるから、それを回してくれるとかね、そういう都合をつけてくれたらいいのになというお話があったんです。それで委員の中からは、農業集落排水事業、それから漁業集落排水事業、ああいうものをやるよりも、もう個人で浄化槽でやった方が安くつくので、もっとこういう所に補助金を柔軟にして、全員が受けれるように増やしてほしいねという意見が出されました。執行部の方も、町としても、もう個人的に浄化槽を推進してるので、ぜひそういうふうになってもらいたいと、そういう意見がありました。

続きまして、飛びますが34ページの方。10款の教育費ですか、34ページ開けてください。

ここですね、15節工事請負費。三浦小学校の体育館の耐震補強がありますね。この中で、ここは本会議の中で説明があったんですが、このときに委員の中から、学校のプールもですね、ちょっと斜めになってるといいますか、ゆがんできてるといいますか、そういうふうになってるんですけども。もうプールは改修しないんですかという意見があったんですが、プールは今のところ、まあ改修するほどではないということで、今のところはプールはそのまま。まあ泳ぐには支障がないということでしょうか、そのままということでした。

補正予算について、大きく問題になったことはこれぐらいです。

続きまして、特別会計の補正予算があと1、2、3、4、5ありますが、特別会計の5つの5議案は、どの予算も人勸によるものと人事異動によるものが主なもので、委員会の方では特に問題になったことはありませんでした。

これで教育厚生常任委員の方は、議案についての説明は終わります。

視察の報告を簡単にしておきます。

委員会の方では、12月14日午前中に視察研修を行いました。

午前9時に役場を出発し、まず、今年改築されました田野浦にある生華園に行って、新しくなった施設の中を見せていただきました。園児の部屋はですね、なかなか明るくて、全員個室で過ごしやすく気持ちのいい部屋でした。小松議員がですね、お風呂場を見せて、入っていきまして、お風呂場がですね、ちょっと高くて、これは危ないんじゃないかと、そういう所まあ見せてもらって、まあ工事の内容もちょっと問題があるので、直してもらわなきゃなんないなというような、そういう視察をしました。

それから、下が作業場になっておりますので、作業場も見せていただいて、最後に食堂で、その生華園で作ってますグアバ茶をごちそうになりました。それで、ここで生産してるものですから、このグアバ茶をですね、何とか、何回かでいいから学校給食で使えないでしょうかというのが委員の意見としてありましたので、ぜひ教育長の方でも検討していただけたらと思います。

次に、鞭にあります誠心園の方に行きました。ここも、施設を見学しながら森本園長先生のお話を聞いて、そこで一番印象に残ったことがですね、ここは生華園よりも障がい重い方ですけども、身体的障がいの方は、いろいろ自分のことがしゃべることができるけども、知的障がいの方は、自分にいろいろ問題があつて訴えていきたくても、なかなか自分が政治的にもそれを訴えていく場がないし、できない。それを園長さんなりが代弁して言うんですけども、それはあなたは代弁者でしょうということで片付けられる。そういう、まあ問題があつて、なかなかいろんな問題が片付くというたらあれですけど、提起されていくところになかなかうまくいかないという悩みをですね打ち明けられておりました。

次に、佐賀の方に行きまして、こぶしの施設の中にあります、あつたかふれあいセンターにお邪魔をしました。これは昨年、社協に1,000万つけて委託をしておりますけども、この取り組みを視察した後に、その隣の拳の川診療所を見せていただき、それから保健センターを視察しました。

この保健センターはですね、病気予防のためにリハビリ室があったりですね、栄養指導するための調理室があったり。それから、いろんな健康器具をそろえた部屋があるのには、大方の私は全然知らなくて驚いたんですが。委員の中ではですね、健康器具っていうのは、ペダルを踏んだり、それから歩いたりとかいろいろあるんですが、委員の中ではペダルの踏んでみてですね、競争するとか、そういうようなこともしておりましたけども、実際の健康器具、立派なのが何台かそろえられてありまして、いかにですね、旧佐賀町が病気予防の先進的な取り組みをしたのかなということで、驚きをもって見てきたところでした。

このような施設は、まあ町予算も入っておりますが、なかなか見る機会がありませんので、今回、委員会での視察になったところです。

報告はこれで終わります。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

その先ほどの委員長の報告で、委員長に質問するのめどうかとは思いますが。

その合併浄化槽の問題で、執行部からは、今、漁集、農集で問題が出てきておるから、もう、この合併浄化槽を進めたらどうかというような発言があったような報告があったと思うがです。それで、まあ今回、自分らには農集、漁集の補正が出てないもので、今回はそれ問題になったがやないですが、当初予算のときの話の中で、これ自分らにも問題が出てね、合併浄化槽にしたらどうか。一般会計からそれっばあ、あれのあの特別会計は繰り入れしよるがよね、いう意見があつて。

ただ、そのときに課長の説明。まあ課長やったか、町長やったか自分記憶してないがですが、そのときの話では、確かに一般会計からは見よると。繰り入れせんとやっていけんき見よると。ただ、それには国から交付金も来るからという説明があつたと思うがです。

ということは、まあこれ、またおかしい話さしてもらいますけど、今の民主党と一緒によね、閣僚がてんでばらばらなこと言いよういことと同じような形で、うちの執行部の中にもよね、漁集の関係では、今自分聞いてもろうたように、確かに問題はあるけど、まだこれは期限というかね、調査の期限がまだ終わってないき、今やめたら、その分を見ないかん。けど、払いよったら国から交付金も出てくるという考え方。

それから、今の委員長のあれでは、執行部のどなたの発言か分からんけど、合併槽にしたらええということ、漁集、農集を否定するということの発言につながると思うもので。

まあ、これを委員長に質問しても委員長が答えれるわけじゃないですけど、やっぱ自分、今の委員長の報告を聞いてね、あら、これどんながやおかいうように思うたもので、質疑として発言をさしてもろうたわけです。

議長（山本久夫君）

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

私たちの委員会の中でですね言われたのは、今ある漁集、農集についてどうのこうのというんじゃなくて、今後やるとしたら、もう新たに漁集、農集でやるということは経費も掛かって大変なので、町としても合併浄化槽を推進してるし、その方がずっと安いのにねという意見が出たということです。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

それは分かるかで、自分らの産業建設委員会ではそういう意見が出た。自分らも、自分自身もそうやったらという思いは持ってます。

ただ、執行部としたら、今の漁集、農集の制度にはそういう形のものがあるもので、ほんで、執行部としたらできんいうことの。執行部の皆さんも現実の問題としたらよね、もう合併槽にしてやった方がええがやないろかいう思いは持ちよると思うがです。が、自分らへの説明は、そういう考えはあるけど、この事業にはそういう問題があるからできんと、すぐに。という説明を受けたと思う。

ほんで、そこに統一された、執行部としての統一された考えがないがやないろかないうように自分は受け取ったもので質問さしてもらいました。

（矢野議員から「議長、動議」との発言あり）

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休 憩 13 時 52 分

再 開 13 時 53 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

皆さんにお願いしておきます。

議案に対する質疑でございますので、そのへんをお間違いないようにお願いします。

委員長、答えることがあれば。

委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

先ほども言いましたけど、私たちは今ある農集、漁集についてどうのこうのという討議じゃなくて、今後です、やる場合には、合併浄化槽の方が安くつくし、それでやった方がええねという話が出て。町の方としても、合併浄化槽を推進してると。これからですよ、浄化をやるときに、また農集なり漁集なりつくるというんじゃないで、そういう方向で推進してるという話があっただけです。

現在あることと一緒にしてるわけじゃありませんので、それ以上、現在ある農集、漁集についての質問があっても、もう答えはできません。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで常任委員長の報告および常任委員長に対する質疑を終わります。

この際、2時5分まで休憩します。

休 憩 13 時 55 分

再 開 14 時 05 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員長より発言を求められております。

これを許します。

総務常任委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

すいません。私の報告の方で、ちょっと一部取り違えがありましたので、訂正をお願いを致します。

議案第 63 号の報告の中の 9 ページになりますが、この所の勤務手当につきまして、私、6 時間以上というように説明を致しましたが、これは、土曜日、日曜日、祭日に管理職が出勤した場合には手当は出ます。で、6 時間以上勤務した場合に割り増しが付くということが正しかったので、そのように説明を訂正させていただきます。

報告は以上です。

議長（山本久夫君）

これで総務常任委員長の発言を終わります。

これから討論を行います。

初めに、議案第 60 号、黒潮町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 60 号の討論を終わります。

次に、議案第 61 号、黒潮町介護予防拠点施設に係る指定管理者の指定についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 61 号の討論を終わります。

次に、議案第 62 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算（第 7 号）についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 62 号の討論を終わります。

次に、議案第 63 号、平成 23 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 63 号の討論を終わります。

次に、議案第 64 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 64 号の討論を終わります。

次に、議案第 65 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についての討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議案第 65 号の討論を終わります。

次に、議案第 66 号、平成 23 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 66 号の討論を終わります。

次に、議案第 67 号、平成 23 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 67 号の討論を終わります。

次に、議案第 68 号、平成 23 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 68 号の討論を終わります。

次に、議案第 69 号、平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 69 号の討論を終わります。

次に、議案第 70 号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委託についての討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第 70 号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

初めに、議案第 60 号、黒潮町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 60 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、黒潮町介護予防拠点施設に係る指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 61 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算（第 7 号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、議案第 62 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号、平成 23 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 63 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 64 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号、平成 23 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 65 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 66 号、平成 23 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 66 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号、平成 23 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 67 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号、平成 23 年度黒潮町介護サービス事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 68 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号、平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 69 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号、黒潮町の消費生活相談等の事務の委託についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 70 号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 71 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案第 71 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算（第 8 号）について説明させていただきます。

この補正予算は、既決の予算に歳入、歳出、それぞれ 60 万円を補正し、歳入、歳出をそれぞれ 87 億 2,791 万 8,000 円とするものでございます。

まず、歳出でございますが、事項別に最初から説明させていただきます。予算書の 13 ページをお開きください。

2 款総務費で 60 万円を補正し、13 億 296 万 6,000 円とするものでございます。

内容は、1 項総務管理費、1 目一般管理費の 13 節委託料で、教育関係の弁護士委託料でございます。

これに対する歳入は 12 ページですが、18 款繰入金、1 目財政調整基金繰入金で調整させていただきました。

以上でございます。よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今、議題となっております議案については、会議規則第 38 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。また、本案件は昨日の議員協議会の申し合わせにより、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、本案は委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定致しました。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

それでは、議案第 71 号、平成 23 年度黒潮町一般会計補正予算（第 8 号）についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議案第 71 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4、議員提出議案第 8 号、子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書について、および、議員提出議案第 9 号、大規模災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える地方整備局や事務所等の出先機関の存続を求める意見書についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

初めに、議員提出議案第8号、子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書についての提案者、下村勝幸君。

2番（下村勝幸君）

それでは、提案の趣旨についてご説明させていただきたいと思います。

皆さんのお手元にその意見書はあると思いますので、概略のみ説明させていただきます。

まずですね、国は、社会保障・税一体改革とともに、2011年の通常国会で法改正を行い、2013年度から新制度の施行を目指すものとしております。

そうした中、現行の保育制度は、すべての子どもの保育を受ける権利を今までは保障してきております。しかし、今回の、この子ども・子育て新システムは、子どもの福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねないということで、6つの、下の方にありますけど、項目を、提案を入れております。

まず、1つ目としまして、児童福祉法第2条および第24条に基づく現行保育制度を堅持、拡充すること。

それから2つ目、子ども・子育て新システムは撤回すること。

3つ目、待機児童解消に向けた取り組みができるよう、支援と財政措置を行うこと。

4つ目、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図ること。

5つ目、保育の質を維持し、改善をしていくこと。

6つ目、保育、幼児教育の制度設計に当たっては、十分な意見聴取を行い、慎重な検討を行うことということとしております。

この意見書につきましては、添付のとおり7大臣、また、参議院、衆議院のそれぞれ両院の議長に提出することとしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第8号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第8号、子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書についての質疑はありませんか。

明神君。

10番（明神照男君）

ちょっと自分、不勉強やもんで質問致します。

5行目の、多様な事業者の参入とありますが、多様な事業者というのはどういう事業者のことを指しておりますかね。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

これはですね、具体的にどういう事業者っていうところまでは、まあ自分の提案の中でも考えてはなかったんですけど。やはり経済的にですね、まあいろんな事業をやりながら、こういう保育制度に参入していきたいというような事業者も多々あると思いますので、そういった方たちが経済的な利用だけでやってもらっては困るよっていうような内容の部分ではないかなというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

分かりました。

まあ自分、結局、皆さんもご存じように、まあ、自分ら漁業関係にしたら、東北でね、特区の問題よね。あ
あいう問題らが出て、ほんで、現場の漁業者としたら反対しよるわけよね。

が、まあいろいろな情報の中で、もう1つの漁業集落なんかが、もう再生する意欲も気力もないから、もう
漁業から引き上げろというような現実の問題もあると。そうしたときに、まあ宮城県としたら、ここで言う多
様な事業者というような方に、該当するような方に出てきてもらってやってもらいたいというようなことで、
まあ行政サイドとしたらええがやないろかという考え方もあって。

で、自分、これに反対ということじゃないですが、これから行政にしてもいろいろな負担が増えてくる中で、
果たして今までのような取り組み、仕組みでやれるのかという問題も現実にあると思うもんでね。そこらの問
題も含めた中で、これ自分ら考えないかんいうことのために、まあ多様な事業者がいうことをお聞きしたこ
で、分かりました。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

一応ですね、質問が最後になかったんですが。

一番最後のですね、6 項目に書いてますようにですね、これに当たっては本当に慎重なですね検討も必要で
すし、まあ保育はですね、さっきも言ったように基本的には統一的なものであって、皆さんがですね、平等に
きちんとした形で受けられるような、今の現行のシステムができるものであればですね、それは問題ないと思
うんですけど。

まあどういった形になるか分からないんで、できればこういった形のものを堅持してほしいというのがこれ
の趣旨でございますので、よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで下村勝幸君に対する質疑を終わります。

次に、議員提出議案第9号、大規模災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える地方整備局や事
務所等の出先機関の存続を求める意見書についての提案者、坂本あやさん。

4 番（坂本あやさん）

議員提出議案第9号の、大規模災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える地方整備局や事務所
等の出先機関の存続を求める意見書についての趣旨説明をさせていただきます。

意見書につきましては、皆さまの机の上に配布してあるとおりでございますので、ご確認いただきたいと思
います。

この意見書を出す趣旨と致しましては、今、政府が提案しております地域主権改革におきまして、12月に閣
議決定されたアクション・プランに基づいた議案が提出されようとしております。この内容につきましては、
今回、特に国土交通省をはじめ、国の出先機関が原則廃止という方向に向かっております。このことについて、
インフラ整備もまだ十分に整っていない本町や、これから、前回、東北でありましたような、3.11のような大

震災。その対策を求められる地方の小さな自治体が、すべて責任を負いながらやっていくのは大変、非常に難しいところがございます。現在、国土交通省の中村河川国道事務所等によって、さまざまな形で支援をされている本町から見ると、これからますますこの体制を強化し、必ず来るであろうと言われております大震災に備えなければならないという現状がございます。

このようなことから勘案し、国の出先機関を廃止し、地方にその責任を押し付けるのではなく、国は国としての立場でその責任を果たすよう、地方の自治体と協力して対策に臨めるような体制をつくっていただきたいというのがこの趣旨でございます。

下記にありますように、要望の内容は2点でございます。

南海地震などの大規模地震への対策。それから、被災した場合の迅速な復旧や復興などに、公益的かつ機動的な危機管理体制を確保するために、地方整備局および事務所の出張機関の廃止や移管は行わないでいただきたいということ、国の出先機関を原則廃止しようとしているアクション・プランなどに対して再検証をして、国と地方が協力して行政サービスを行っていくために国と地方の責任と役割を再検討していただきたいという、この2点でございます。

以下の担当の所に提出するというようにしております。

会議規則第13条の2項の規定により提出させていただきたいと思っております。

よろしくお願ひ致します。

議長（山本久夫君）

これで議員提出議案第9号の提案趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

議員提出議案第9号、大規模災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える地方整備局や事務所等の出先機関の存続を求める意見書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで坂本あやさんに対する質疑を終わります。

これで議員提出議案の提案趣旨説明および提出者に対する質疑を終わります。

ただ今、議題となっています議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに、議員提出議案第8号の討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第8号の討論を終わります。

次に、議員提出議案第9号の討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議員提出議案第9号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

初めに、議員提出議案第8号、子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第9号、大規模災害に対する防災対策など、住民の安心・安全を支える地方整備局や事務所等の出先機関の存続を求める意見書についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第5、委員会の閉会中の継続審査ならびに調査についてを議題とします。

各委員長から委員会において審査、調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続審査ならびに調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査ならびに調査することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出のとおりとすることに決定しました。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長 (大西勝也君)

12月議会定例会、ご苦労さまでございました。

また、今議会に提案させていただきましたすべての議案について、可決いただきありがとうございます。

今議会でもいただきましたご意見を参考に、住民福祉の向上に全力で取り組んでまいります。

どうもご苦労さまでございました。

議長 (山本久夫君)

これで町長の発言を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成23年12月第6回黒潮町議会定例会を閉会します。

閉会時間 14時 34分

会議録の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 山本久夫

署名議員 森 治史

署名議員 宮川徳光